

第六十四回国会 衆議院 内閣委員會議録 第五号

昭和四十五年十二月十日(木曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 伊能繁次郎君

理事 坂村 吉正君

理事 伊藤惣助丸君

阿部 文男君

加藤 陽三君

辻 寛一君

堀田 政孝君

上原 康助君

佐藤 観樹君

鬼木 勝利君

受田 新吉君

出席國務大臣

國務大臣 (防衛庁長官)

出席政府委員

人事院 總裁 佐藤 達夫君

人事院事務總局 給与局長 尾崎 朝夷君

總理府總務副官 湊 徹郎君

總理府人事局長 栗山 廉平君

警察庁警備局長 山口 廣司君

防衛庁長官官房 長 穴戸 基男君

防衛庁防衛局長 久保 卓也君

防衛庁人事教育 局長 江藤 淳雄君

防衛庁参事官 鶴崎 敏君

防衛庁参事官 高瀬 忠雄君

防衛施設庁長官 島田 豊君

委員外の出席者

外務省アメリカ 局安全保障課長 官川 涉君

大蔵省主計局給 与課長 谷口 昇君  
内閣委員会調査 室長 茨木 純一君

十二月九日

靖国神社の國家管理反對に關する請願(青柳盛 雄君紹介)(第二七七号)

同(浦井洋君紹介)(第二七八号)

同(小林政子君紹介)(第二七九号)

同(佐藤觀樹君紹介)(第二八〇号)

同(田代文久君紹介)(第二八一号)

同(谷口善太郎君紹介)(第二八二号)

同(津川武一君紹介)(第二八三号)

同(寺前巖君紹介)(第二八四号)

同(土橋一吉君紹介)(第二八五号)

同(林百郎君紹介)(第二八六号)

同(東中光雄君紹介)(第二八七号)

同(不破哲三君紹介)(第二八八号)

同(松本善明君紹介)(第二八九号)

同(山原健二郎君紹介)(第二九〇号)

同(米原昶君紹介)(第二九一号)

同(青柳盛雄君紹介)(第三五九号)

同(浦井洋君紹介)(第三六〇号)

同(小林政子君紹介)(第三六一号)

同(佐藤觀樹君紹介)(第三六二号)

同(田代文久君紹介)(第三六三号)

同(谷口善太郎君紹介)(第三六四号)

同(津川武一君紹介)(第三六五号)

同(寺前巖君紹介)(第三六六号)

同(土橋一吉君紹介)(第三六七号)

同(林百郎君紹介)(第三六八号)

同(東中光雄君紹介)(第三六九号)

同(不破哲三君紹介)(第三七〇号)

同(松本善明君紹介)(第三七一号)

同(山原健二郎君紹介)(第三七二号)

同(横路孝弘君紹介)(第三七三号)

同(米原昶君紹介)(第三七四号)

同(東中光雄君紹介)(第三七五号)

同(津川武一君紹介)(第三七六号)

同(米原昶君紹介)(第三七七号)

同(青柳盛雄君紹介)(第三七八号)

同(不破哲三君紹介)(第三七九号)

同(田代文久君紹介)(第三八〇号)

同(山原健二郎君紹介)(第三八一号)

同(土橋一吉君紹介)(第三八二号)

同(浦井洋君紹介)(第三八三号)

同(松本善明君紹介)(第三八四号)

同(寺前巖君紹介)(第三八五号)

同(林百郎君紹介)(第三八六号)

同(小林政子君紹介)(第三八七号)

同(谷口善太郎君紹介)(第三八八号)

滋賀県養野演習場のミサイル基地設置中止に 関する請願(青柳盛雄君紹介)(第二九二号)

同(浦井洋君紹介)(第二九三号)

同(山原健二郎君紹介)(第二九四号)

旧軍人に対する恩給改善等に關する請願(足立 篤郎君紹介)(第三三〇号)

同(山原健二郎君紹介)(第三三二一 号)

同(宇野宗佑君紹介)(第三三二二号)

同(小此木彦三郎君紹介)(第三三三三号)

同(大野市郎君紹介)(第三三三四号)

同(加藤陽三君紹介)(第三三五号)

同(小金義照君紹介)(第三三六号)

同(小山長規君紹介)(第三三七号)

同(櫻内義雄君紹介)(第三三八号)

同(外二二三件(砂原格君紹介)(第三三九号)

同(瀬戸山三男君紹介)(第三四〇号)

同(外一件(地崎宇三郎君紹介)(第三四一号)

同(外一件(中馬辰猪君紹介)(第三四二号)

同(渡海元三郎君紹介)(第三四三号)

同(外十五件(中川俊思君紹介)(第三四四号)

同(中村寅太郎君紹介)(第三四五号)

同(二階堂進君紹介)(第三四六号)

同(外一件(野呂恭一君紹介)(第三四七号)

同(外十一件(羽田孜君紹介)(第三四八号)

同(外十一件(細田吉藏君紹介)(第三四九号)

同(外十三件(松山千恵子君紹介)(第三五〇号)

同(森喜朗君紹介)(第三五一号)

同(外一件(相川勝六君紹介)(第三四二一 号)

同(外六件(有田喜一君紹介)(第三四二二 号)

同(外一件(北澤直吉君紹介)(第三四二三 号)

同(外一件(草野一郎平君紹介)(第三四二四 号)

同(藏内修治君外一名紹介)(第三四二五 号)

同(外四件(砂原格君紹介)(第三四二六 号)

同(田中龍夫君紹介)(第三四二七号)

同(田中六助君外一名紹介)(第三四二八 号)

同(外三件(高橋清一郎君紹介)(第三四二九 号)

同(床次徳三君紹介)(第三四三〇号)

同(外一件(永田亮一君紹介)(第三四二一 号)

同(外五件(毛利松平君紹介)(第三四二二 号)

同(外一件(山下元利君紹介)(第三四二三 号)

同(山本幸雄君紹介)(第三四二四号)

靖国神社國家護持の早期実現に關する請願外九 件(正示啓次郎君紹介)(第三五二二号)

同(外一件(砂原格君紹介)(第三五二三号)

一世一元制の法制化に關する請願(正示啓次郎 君紹介)(第三五四号)

恩給、共済年金の調整に關する請願(田中龍夫 君紹介)(第三五五号)

國家公務員の定員外職員の全員定員化等に關す る請願(東中光雄君紹介)(第三五六号)

元滿鐵職員の恩給等通算に關する請願外二件 (中馬辰猪君紹介)(第三五七号)

同(山下元利君紹介)(第三五八号)

同(羽田野忠文君紹介)(第四三九号)  
同(毛利松平君紹介)(第四四〇号)  
兵庫原村岡町等の寒冷地是正に関する請願  
(佐々木良作君紹介)(第四五六号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)  
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)  
防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

○天野委員長 これより会議を開きます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤惣助丸君。

○伊藤(惣)委員 警察庁の方、来ておりますか。

○天野委員長 まだです。

○伊藤(惣)委員 昨日は楯の会の問題について同僚議員からる質問がございました。私は、その質問を聞いておりました。いろいろ考えたわけでありまして、しかし国民の立場から考えますと、やはりあれだけの議論では納得のいかない点もあります。二、三聞きたいこともありますので、その点について防衛庁長官から明確な、国民に対する答弁をお願いしたいと思います。

まず第一に、体験入隊の仕組みでございますが、この体験入隊という一つの仕組みについてはどのような形で行なわれてきたか、その点について伺いたいと思います。

○中央府委員 体験入隊は、防衛庁の広報活動

に関する訓令という訓令に基づきまして実施をいたしております。

その内容は、防衛庁に關しまして見学等の申し込みを受けました場合に、隊務に支障があるかどうか、秘密保全等に支障があるかどうかというところを考慮して、その支障のないものに関しまして、広報活動として便宜をはかるといふような仕組みで、申し込みに応じて体験入隊を実施している、こういうふうなやり方をしております。

○伊藤(惣)委員 これは自衛隊の広報活動の一環としてやっておられるということですが、内局の広報が許可を与えて現地に指示するの、また現地に隊に二任しているのか、その点はいかががですか。

○中央府委員 現地の駐とん地司令というのがありますが、それが許可をしておるといふ状況でございます。

○伊藤(惣)委員 そうしますと、現地司令官一任ということになりますけれども、体験入隊の基準、許可の条件については、どのような基準といえますか許可の条件をいっておられるのか、その点について……。

○中央府委員 先ほど申し上げましたように、もともと防衛庁の広報活動の一環として、できるだけ多くの国民の方に自衛隊を理解していただくというところから実施しておりますので、基準も、自衛隊の広報の立場から見れば支障があるかどうかということ、もちろんそれ以外に一般の隊務をやっておりますから、隊務に支障があるかどうかということも基準にして実施している。こまかい許可基準を訓令等で定めていたわけではございません、いま申し上げましたような考え方を基準にして実施しているということでございます。

○伊藤(惣)委員 非常にあいまいなわけではございません、一定の基準というものがなければ、現地部隊のそれぞれの幕僚長ですか、その基準によって体験入隊が行なわれておる、こういうことでございますか。

○中央府委員 いま私が申し上げましたようなことが、自衛隊全体の常識になっておりました。それぞれの、たとえば方面総監部でありますと幕僚長というのが駐とん地の業務をやっておりますので、申し込みがありました場合に、いま申し上げましたような基準で判断をされているというのが実情でございます。

○伊藤(惣)委員 はっきりいって、ないわけでは、統一したような体験入隊の基準とか許可の条件というものがあんならば出していただきたと思うのです。しかもこの場合、楯の会の規約というものが、きのうもあつたと思ひますけれども、「第一、楯の会は自衛隊に一月以上の体験入隊したのによつて構成され、同志的結合を旨とする。第二、体験入隊は個人の資格で参加するものとす。第三、一ヶ月の体験入隊を終了した者は、練度維持のため毎年一週間以上の再入隊の権利を有する。第八まで楯の会の規約があるわけでありまして、こういうこともいわれる体験入隊の基準に合つたと判断したから入隊を許可したのかどうか、この点について……。

○中央府委員 楯の会というところで申し込みがあつたわけではございませんが、三島氏を囲む学生グループというところで三島氏から依頼があつて、きのう申し上げましたような相当の回数にわたつて体験入隊を実施したことは事実でございます。その学生グループの申し込みを受けましたときには、三島氏からの依頼がもたらされましたわけ、その当時の判断としましては、先ほど申し上げましたような自衛隊の広報上の立場から見ましても、その日数が隊務運営上支障がないといふふうな判断をしてその学生グループに体験入隊の便宜を供与したというのが事実でございます。

○伊藤(惣)委員 三島由紀夫というのは要するに楯の会の隊長でしょう。しかもこういう規約が明確にあるわけですよ。だから、私はこの規約が体験入隊の規格に合っているのかどうかということですよ。いま官房長は三島個人とおっしゃいましたけれども、三島個人ということでは通らない問題でありまして、こういうことが体験入隊の規格基準に合っているのかどうかということを私はいまお尋ねしているわけでありまして。

○中央府委員 体験入隊の許可基準あるいは条件といふものは、先ほど申し上げたようなことで、こまかい訓令等で定めたものはない、まして一般の広報といふふうな考え方からやっております。しかし考え方としてはいま申し上げたようなことだったわけですよ。その学生グループが体験入隊しますときの判断は、その申し上げましたような基準には反しないという判断を駐とん地司令はした、こういうことでございます。

○伊藤(惣)委員 その点はきのうも社会党さんが聞いたようですが、これは問題だと思つたので、もう一つこういうことがありました。四十五年の三月に、大東会館学生部約二十名が、習志野の第一空挺団に体験入隊した事実があります。これは十二師団の、名前を言いますと差しざわりがありますから、Y広報班長が断つておりました。しかしながら、それを内局のほうから許可を与えて体験入隊させました。これはいかなる理由、またいかなるこの団体に対する見解で体験入隊をさせたのか、その点を伺いたいと思ひます。

○中央府委員 本年の三月ごろのことでございますけれども、国学院大学、日本大学あるいは専修大学等の学生、その他いろいろの大学が入つてくるようにございますが、学生二十人ばかりが十二師団に体験入隊の申し込みがございましたけれども、十二師団では隊務の都合がつかせませんでしたのでお断りして、その後四月の末から五月にかけて、習志野の第一空挺団のほうに体験入隊したという事実がございます。

○伊藤(惣)委員 私はことばでいまおっしゃっている意味はよくわかるのですが、今後のこともありますので、一つの基準とか大事な原則論を聞いていただくわけでありまして、どうか避けないうで答弁していただきたい。

○伊藤(惣)委員 非常にあいまいなわけではございません、一定の基準というものがなければ、現地部隊のそれぞれの幕僚長ですか、その基準によって体験入隊が行なわれておる、こういうことでございますか。

○伊藤(惣)委員 非常にあいまいなわけではございません、一定の基準というものがなければ、現地部隊のそれぞれの幕僚長ですか、その基準によって体験入隊が行なわれておる、こういうことでございますか。

○伊藤(惣)委員 非常にあいまいなわけではございません、一定の基準というものがなければ、現地部隊のそれぞれの幕僚長ですか、その基準によって体験入隊が行なわれておる、こういうことでございますか。

○伊藤(惣)委員 非常にあいまいなわけではございません、一定の基準というものがなければ、現地部隊のそれぞれの幕僚長ですか、その基準によって体験入隊が行なわれておる、こういうことでございますか。

○伊藤(惣)委員 非常にあいまいなわけではございません、一定の基準というものがなければ、現地部隊のそれぞれの幕僚長ですか、その基準によって体験入隊が行なわれておる、こういうことでございますか。

私はここで大事なことは、国民が心配している点を明確にして、悪いなら悪いと反省して、そして今後はこういうふうなやっつけていくことが一番大事だ。皆さんがいつもおっしゃる通りに国民のための愛される自衛隊をつくるというならば、そういう態度でこの問題についても一回自衛隊そのものについて考え、そして洗い直すところがあれば洗い直すことが国民に対する自衛隊の態度でなければならぬと思うのであります。したがって、時間もありませんので、どうか率直に答弁願いたいと思います。

ですから、先ほど言いました官房長への質問といたしますのは、現地司令官にまかしてある、じゃ現地司令官がいい悪いと判断した場合には、その判断に基づいて、その結論でいいんじゃないかと思うのですけれども、内局のほうからそう言わないでやっつけてくれというので、いやがるものを入れた。さらに同じ四十五年三月に、日本健青会、これが朝霞の自衛隊に体験入隊しております。こういうことについても、現地では一応断わった、しかしながら内局のほうから話があったので体験入隊させたという事実があるわけでありまして、この点はいかがですか。

○**内務省委員** 後段におっしゃった、朝霞に健青会ですか、これにつきましては、私にいままでちょっと耳にしておりませんので調べてみたいと思えますけれども、先ほど申し上げましたように、許可は駐屯地司令にまかしております。原則としてそれでよろしいのではないかと思っておりますが、いろいろな隊務の支障等のこともござります。あちらの部隊では都合がつかないが、こちらの部隊では都合がつかない場合もござります。いろいろな考え方の食い違い等も調整する必要があります。ですから、原則的には現地でやりますけれども、多少何か問題がありました場合は陸幕等に相談する、あるいは内局に相談するというようなことが、これはいろいろな仕事でそうでございますけれども、体験入隊の場合も行なわれておるといふことでございます。

で、そういうことを含みながら駐屯地司令は原則的に現地で判断をしている、こういうのが実情でございます。

○**伊藤(徳)委員** 自衛隊のPRのために、あるいはまた演習というものによつたらなければ、どんな体験入隊させるというたてまえであるということとは先ほど言っておりましたけれども、私は、こういう形で体験入隊が行なわれていく、さらにまた今後も行なわれていくであろうと思ひます。そのことが、きのうの長官の答弁によりまして、ケース・バイ・ケースで考えるというだけでは納得がいかないわけでありまして、ましてこの体験入隊についてはいろいろな団体が申し込みも入っているわけでありまして、たとえば、いい悪いは別にいたしまして、右翼団体であるとかあるいは左翼団体であるとかという団体については、どういう見解があるわけですか。

○**内務省委員** 体験入隊の考え方は、先ほど繰り返して申し上げておるような基準でございます。思想はもちろん自由でございますから、自衛隊はそのイデオロギーによつて差をつけるというふうなことはすべきでないと思ひますけれども、実際に現実に行動に出ているような団体がありまして、左にしろ、右にしろ、自衛隊の姿勢そのものが国民から疑われるような体験入隊を実施して、自衛隊にとつてプラスになるわけでもございませぬし、国民にとつてももちろんそういうことではないと申せませんので、右にしろ左にしろ、またほかの理由にしろ、自衛隊の姿勢が疑われるようなことをやるべきではないという、特に今度の事件にかんがみまして、そういう見地から体験入隊のやり方も再検討しなければならぬということを考えております。

○**伊藤(徳)委員** 同じような問題が今後起きることを私は一番憂えるわけでありまして、事件が起きたのは十一月二十五日、もうきょうで半月も過ぎていくわけですから、先ほどの答弁、きのうの

答弁聞いていまして、再検討する、あるいはケース・バイ・ケースで考えると言ひますけれども、その点が非常に問題であらうと私は思ひます。あの事件が悪かった、反省するところが多かったというならば、直ちにそういう問題は検討して、体験入隊に対してはこういう基準、こういう許可条件でなければ認めない、あるいは事故再発防止については具体的にこういうふうにするんだということがあつてしかるべきだと思ひます。

そして、きょう、きのういろいろ聞いておつてわからなかつたのですけれども、ここに「右翼事典」というのがあります。いま申し上げましたものは全部載つております。ですから、いまの官房長の答弁によりまして、右であるかと左であるかと今後認める。おそらく、この「右翼事典」というものは、これは特定の方がつくつたわけでありまして、警察でチェックしている団体であらうと思ひます。そういうことを御存じか。あるいは知つていても、体験入隊させるべきだと考へておるからさせるのかは私にはわかりませんけれども、そのところを明確にしてもらいたいと思ひます。その点はいかがですか。

○**内務省委員** 体験入隊の趣旨から見まして、国民から自衛隊の姿勢そのものが疑われるような、そういう体験入隊を実施して自衛隊にとつていいことは全くございませぬので、趣旨に反するわけですから、その点を、いままで不十分であつたかも知れませんが、今度の事件では特にそういうことが反省されますので、再検討をいたしたい。特にいまおあげになりましたようなことにつきましては、警察とも十分連絡をして、いま申し上げたような疑われるような結果が出ないように注意をいたさなければならぬ、かように思ひます。

○**伊藤(徳)委員** 大臣に伺ひたいのですが、私がいまいろいろ申し上げましたけれども、結局は、今回の事件について申し上げますと、その体験入隊の基準、許可条件、こういうたものを通して正

しくチェックしておれば、たとえば楯の会の規約等によつては、これはどういふことなのかとか、あるいはまたそういうことがあるために将来非常に憂慮をする事態になるようなことも考えられるような場合には、当然チェックできたはずだと思ひます。先ほどの官房長の答弁を聞いておりますと、きわめてあいまいでありますし、現地司令官の判断によつて一切きめておる。しかも現地司令官が断つても内局の広報部ですか、広報局ですか、からの紹介があれば一方的に体験入隊をさせておるといふ実態があるわけでありまして、今後この体験入隊に対する基準であるとか許可の条件について、どういふ見解をお持ちなのか、その点を明確に伺ひたいと思ひます。

○**中曾根(徳)委員** 今回の事件をよく反省いたしまして、御趣旨に沿つて基準を設定する等、周到な手配をいたしたいと思ひます。

○**伊藤(徳)委員** 警察庁の方来てますね。あと先になりますけれども、この楯の会の事件についてであります。十一月二十五日午前十時十分ごろですか、この事件が起きたようでありまして、そのときに三島由紀夫外五名でありますけれども、そのときに三島由紀夫外五名ですか、五名の者がいろいろ楯文やら要求項目というものを出したと思ひます。どういふ要求項目を出したのか。その点をお知らせ願ひたいと思ひます。

○**山口(廣)政府委員** 楯文は、これは相当長文にわたるものでございまして……(伊藤(徳)委員「楯文でない、要求項目」と呼ぶ) 要求は六項目ございまして、第一番は、十一時三十分までに全市ヶ谷駐屯地の自衛官を本館前に集合せしめること、二つ目は、左記次第の演説を静聴すること。一、三島の演説(楯の散布) 二、参加学生の名のり、三、楯の会残余会員に三島の訓示を聞かせる、それから大きな三番目として、楯の会残余会員を急遽市ヶ谷会館より招集、参列せしむること。四、十一時十分から十三時十分に至る二時間の間、一切の攻撃、妨害を行なわざること。一切の攻撃、妨害を行なわれざる限り、当方より



それから次に、社団法人として隊友会というのがあります。これは会員数が約十萬、事業内容としては、防衛意識の普及、自衛隊諸業務に対する協力、会員の親睦等がおもなものでございます。

次に、社団法人防衛衛生協会というのがございます。会員数は二千二百人程度というところでございます。事業内容としては、防衛衛生思想の普及それから防衛衛生諸対策の調査、研究等がおもなものでございます。

次に、財団法人として三笠保存会というのがあります。これは基本財産が四千五百萬円、事業内容としては記念艦三笠の保存及び維持、管理がおもなものでございます。

次に、財団法人として防衛弘済会、これは基本財産が約九百萬円でございます。事業内容として防衛思想の普及、防衛関係学術技芸の奨励、退職者及び遺家族に対する援護等がおもな内容でございます。

次に、財団法人として、全国駐留軍労働福祉厚生協会、基本財産が一千萬円。おもな事業は就職相談、職業紹介、就職者の相談それから自営業等の融資相談がおもな内容でございます。

次に、自衛隊協力会、これは各地にございますが、全国的には全国連絡協議会というのがあります。会員数は全部合わせて約六十萬、防衛に関する知識の高揚、自衛隊の行事に協力、隊員の慰問、激励というのがおもな事業内容であります。

次に、全国自衛隊父兄会連合会というのがあります。会員数は約十五萬、事業内容は防衛思想の普及、高揚、自衛隊員の激励等がおもな内容でございます。

それから、防衛懇話会、これは会員数は約二百三十人、国防思想の普及、自衛隊員の激励等がおもな内容でございます。

それから、自衛隊友の会、会員数が約五百人、自衛隊の行なう行事、広報活動への協力がおもな

内容でございます。それから、自衛隊遺族会、会員数約千人、遺族の会員の懇親その他身上の相談等がおもな事業内容になっております。

大体自衛隊の周辺と申しますか、関係しましたおもな団体の事業内容等は以上でございます。

○伊藤(徳)委員 もう一つどういふメンバーで構成しているのかというところをお聞きしたので、特に、いま三笠記念保存なんとかいうのがありますね。そんなものではなくて、実際の人の集まりですね。記念のものではなくて、どういふ連中が集まって郷友会といっているのか、次には、どういふ連中が集まって自衛隊友の会といっているのか、その構成メンバーですね、その点を簡単に伺いたい。

○戸口(廣)政府委員 ちょっと手元の資料では正確にお答えできるかどうかわかりませんが、先ほど申し上げました郷友連盟は旧軍人の方々を中心として、私、先ほど申し上げましたような事業に賛同される方々で組織されているものと思われま

す。それから隊友会は、自衛隊のOBといえます。それから防衛衛生協会は、衛生関係の退職者及びそれに賛同される方々、それから自衛隊協力会、これは各自自衛隊の駐とん地等に組織されてお

りまして、そしてその周辺の市町村の方々に自衛隊の趣旨に賛同され、自衛隊の行事に協力されるというふうな人たちが組織されて、それが逐次集まって全国的な組織になってい

る。それから父兄会連合会といえますのは、やはり各自自衛隊で組織されて、現役の自衛隊員の父兄の方々が組織されている。それが全国的な組織になってい

る。それから防衛懇話会は、経済関係の諸団体の法人、及び個人の方も入っております。それから友の会は、山岡在八氏が会長になりまして、主としてわゆる芸能界の方々に組織されている。遺族会はもちろ

○伊藤(徳)委員 こういう団体は、防衛庁のだれが中心でまとめているのか。さらにまた、助成金、補助金を出しているようでありますが、どのくらい出されているのか。また、もう一つ伺いた

いので、その中で、郷友連盟であるとか、遺族会であるとか、隊友会ですか、そういうものに限って、この右翼事典に出ているわけであり

ますが、これは警察庁の方に聞きたいのですけれども、こういう団体をチェックしているわけであり

ますか、その点もあわせて伺いたいと思

○山口(廣)政府委員 そういう団体については一応承知はいたしておりますけれども、別にチェックするということではございません。

○伊藤(徳)委員 先ほど官房長に伺いましたが、その外郭団体について、だれがどういふふうな関係でタッチしているのか、予算面についても簡単に伺いたいと思

○戸口(廣)政府委員 それぞれこの事業の内容について一番関係の深いところ、たとえば隊友会とい

ますと、人事給与局の人事二課というふうなところ、衛生協会で

いうこと、私、知りません。しかし、国防知識の普及というよう

なことはやっておるだらうと思

ます。それから、いま御指摘になった郷友連盟やその他のものは、右翼団体であると認定することは、私は行き過ぎ

じゃないかと思

います。どういふ意味でその事典に載っているか知りませんが、それは何か偏見を持って、そういう指摘がされているのではない

か、こう思

います。それから、いま補助金の話がありました

が、外郭団体には補助金を出して







て、その上に立って、豊かな健全な常識を自分でつくり上げていくことを切に希望しておるのであります。防衛大学の学生も同じように日本国民の一人であり、思想の自由を持つていていべきでありますから、私はそれは尊重していくべきであると思つて、しかし先ほど申し上げましたように、第一線に出て責任ある地位になれば、これは明確に自衛官として、そして自衛隊法や防衛庁設置法、法規その他の命ずるところに従つて忠実な自衛官になつてもらわなければいけません。そして「自衛官の心がまえ」という防衛庁で出している教範といふものが、考え方があります。あの考え方に従つて行動していくべきである、そのように考へておるわけでありませぬ。

○伊藤(惣)委員 これはいま長官の答弁を聞いて納得できない点も幾つかあるわけでありませぬけれども、こういつたアンケートの扱ひについては、長官のお話では全く助教授が独断でやつたといふけれども、このアンケートの扱ひについては書類の中でどういふ扱いになっているのか、たとえば取り扱ひの注意だとか、いろいろなマル秘扱いがあるわけですが、アンケートはどの部類に入つた書類なのか、その点いかがですか。

○中曾根國務大臣 それは全く個人的にやつたことでありますから官庁文書ではないわけでありませぬ。だから秘とかマル秘とかいふ扱ひも全然受けていない個人的な文書として、それは扱われております。

○伊藤(惣)委員 それじゃ伺いますけれども、防大の助教授がやつてにやつても、これはかつてにやつたから、その助教授だけの責任なのか、あるいはまた長官に全然責任はないのか。この問題は、先ほどから何回も言いますように、いろんな事件が起きた、非常に遺憾であるぐらゐの問題で、私は事は済まないのじゃないかと思つております。いかがですか。

○中曾根國務大臣 いまそのための調査を専門的に進めておりますので、その結果によつて必要なら処理をしたいと思つております。

○伊藤(惣)委員 つけ加えておきますけれども、自分の学校の先生がそういう間違ひを起した、私は、当然その長であるべき学校の校長先生——防大の場合ですと、中曾根長官と最も近い人が防大の校長先生になつていようでありますけれども、さらにまた全体を含めまして、全部あげて長官にその責任はある。このアンケートの問題にいたしまして、さらに先ほど来の事件の問題にいたしまして、また今後の自衛隊の一つの方向あるいはまた対策にしても、全部最高の責任者であるあなたに責任があると思つて、だからそういった点から、どうか今後責任を明確にして、前向きに皆さんのいふも言うような、愛される国民のための自衛隊といふも言ふも洗ひ直して検討してみることがあるのじゃないか。そう私は思ひますが、いかがですか。

○中曾根國務大臣 将来そういうことを再び起こさないように大いに戒めていきたいと思ひます。

○伊藤(惣)委員 時間がありませんから、ひとつこの問題は今のくらしにしておきまして、基地問題を伺いたいと思ひます。きのうも同僚議員からいろいろ基地の返還問題についてお話がございました。また質問がございました。長官からも答弁がございました。また質問がございました。私にもそれに関連いたしまして伺つておきます。

最近、厚木基地とか板付基地、また横須賀艦船修理部、こういつた基地が返還されるようになっておりますが、これはどういふ経過で返還されるのか、その点伺いたいと思ひます。またこれらの基地が返還される場合に、当然、地位協定四条件の二項によつてわが国が米側に對して、「いかなる補償をする義務も負わぬ」といふ一つの特条がありませぬ、それが適用されると思ひますが、その点いかがですか。

○島田(豊)政府委員 昨日も申し上げましたとおり、在日米軍基地の整理統合という問題がかなりスピードをもちまして進展をするという情勢

にあるわけでございますが、ただいま御指摘の個々の基地につきましても、まだ日米相互間でいろいろ協議中でございますので、具体的にどういふふうになるかということについては、今日の段階では差し控えたいと思ひます。返還になります場合に、四条件の二項によりますところの、わが国は補償の義務を負わぬ、こういふ点につきましても、まさに四条件の二項の適用があると思ひますので、われわれはそういう義務を負わぬというふうに考へております。

○伊藤(惣)委員 その場合、四条件の二項によつて返還する場合、両国ともに補償する責任を免れる規定でありますけれども、この四条件の三項によりますと、特別取りきめに基づいて行なう建設については補償する義務が生ずることになる、そういうことが取りきめであります、現在わが国にある施設及び区域の中に、この四条件の三で取りきめのある特別取りきめに基づいた基地はあります

か。○島田(豊)政府委員 今日までのところ、第四条件三項にいう特別取りきめによります建設工事が行なわれた事実はないと思ひます。

○伊藤(惣)委員 將來たとえば沖繩返還等によつて基地が返還される場合、当然その地位協定が適用されると思ひます。しかしこの場合でも特別取りきめに基づいた基地といふのは、これからも取りきめが行なわれるとすれば、これは問題でありませぬ、そういつた点は考へられますか。

○島田(豊)政府委員 沖繩の返還の準備業務がこれから進められるという段階でございますので、そういう特別の取りきめが行なわれるかどうかという点につきましては、いまの時点ではちよつと予測がむづかしいわけでございますが、從來本土の例から見まして、原則的にはそういう特別取りきめをしないで処置をするということになるのではなからうかというふうに予測するわけでございます。

○伊藤(惣)委員 これは非常に大事なことでありますから、外務省に伺つておきたいのですが、た

だいまの長官の答弁でよろしゅうございませぬか。○宮川説明員 ただいま施設庁長官からおっしゃいましたとおりでございます。

○伊藤(惣)委員 この基地問題で長官に伺いたいのでありますが、一つは、よく自衛隊管理といふことが言われてまいりました。それで長官は、その基地問題についても渡米したわけでありませぬけれども、長官のおっしゃる自衛隊管理による基地返還、これは地位協定上問題がある。これはいままで言われてきた米軍が言う返還といふのは、そのほとんどが地位協定二条四項の(a)ないし(b)であります。私はそこで伺いたいのであります。

と、自衛隊が常に有事の際にはそこを使おうとするような体制で返還をされた基地といふのは、本来の返還といふことにはならない、私はそう思つておるわけでありませぬ。

ところで、自衛隊管理については、長官はかつて日米合同委員会において話し合ひをきめるといふことでありましたが、その後何か合同委員会が開かれておりますけれども、その点について話し合つたと思ひます。どのような形になっているか、まずその点から質問したいわけですが。

○鶴崎政府委員 米軍基地の自衛隊管理の問題につきましても、防衛庁の中に基地管理協議会というものをこしらへまして、関係者でいろいろ検討を進めておる段階でございます。最近、米軍の基地の問題につきましても、いろいろ情勢の変化も予想されるといふようなことから、これまで検討してきた内容についても、やはりある程度の手直しが必要になるのではなからうか、こういふふうに想定されますので、これまでの検討結果に基づいて、直ちに米側と交渉するといふ時期ではなからうと思ひますので、いましばらく情勢を見ましても、見通しをつけた上において米側と交渉に入りたい、このように考へております。

○伊藤(惣)委員 要するに、アメリカはなるべく



ニクソンドクトリンの線に沿いまして、アジアから基地を引き揚げる。しかしながら、コミットメントを果たさなければならぬ。そのコミットメントを果たすためにはどうしても日本に補給基地がなければならぬ、こういうような話があるわけでありませぬ。それには常に日本の基地に再び入られるような条件をとることが大事だということから、二条四項の(a)と(b)という条件で返還に際するということをお聞きしておりますけれども、その際の問題は基地管理の問題であります。共同使用にするにしても、また日米合同委員会で自衛隊管理というふうな形になったとしても、その場合の管理費といいますが、基地の運営費といいますが、それが大きく問題になると思っております。前回も申し上げましたけれども、要するに基地が返ってくる、非常にそれは国民感情に合うことではありませんけれども、銭勘定が合わない。要するに、自衛隊が管理することによって、自衛隊が基地の維持管理費を持つということになる。しかも四次防の予算が出てくるわけでありませぬけれども、四次防の予算より五兆八千億円、五兆二千億円、ベースアップを考へて五兆八千億円、そういうふうにいわれております。しかし、七二年時点までにはおおよその基地が返ってくるいま現在の見通しでありますけれども、その際そういう基地の管理費、運営費というものが四次防の中に組み込まれているのかどうか、その点なんかも明らかにしていただきたいと思っております。

側はその使用の都合に応じて共通費も負担すべきである。直接使う光熱水道費はもちろんでございますが、共通的な経費も使用の割合で分けるべきだ、こういう考え方であったわけでございますが、この問題につきましても、いずれにしてもこれからのいろいろそういう問題が発生します。米側との間に調整をはからなければならぬというところで、目下その分担の方法について部内で検討をしておりますが、方向としてはやはり使用の実態に応じた合理的な負担を考へるべきであります。したがって、共通経費というものにつきましても、ものによっては共同使用を認められていた側がある程度負担すべきではなからうか。たとえば共同使用することによって、共通的な経費の中にも増加する部分がある、全体としてその増加する部分はやはり共同使用者が負担すべきではなからうか。あるいは共同使用を認められなければ当然別に経費を要するべきものが、共同使用によってそれが要らなくなっているような受益する面、こういう面についても検討すべきであらうというところでございまして、まだ結論を得ておりませぬが、使用の実態に応じた合理的な配分について現在検討中というところでございまして。

○伊藤(徳)委員 そうなりますと、これは四次防の中ではそれを見積もっておるのですか。それとも四次防には全く関係なく、新たに、たとえば自衛隊管理等によって、いまの説明によりませぬ使ったほうが、いろいろ使っていくというならば自衛隊の負担になるわけですね。二条四項の(b)なんかに返還されましても、ほとんど自衛隊が使うようになるのじゃないかと思う。その場合の経費はもうすでに四次防の中に入っているわけですか。

○鶴崎政府委員 四次防の中に当然そういった経費も見込まれておると思っております。私、詳細に承知しておりませぬけれども、一般的にはそういう経費も入っておりますので、この分担方式によってきりきりしましたならば、その新しい方式によってある程度の検討のし直しということはある得ることかと思ひます。

○伊藤(徳)委員 この基地返還に対して米側からどのような要望があったか、その点も明らかにしていただきたいと思ひます。たとえば先ほど言いましたように、最近、基地が有事駐留の方向に向いているように私たちに感じられるわけですね。したがって、自衛隊ならば返還する、自衛隊が優先的に使ひ、自衛隊が使って、有事のときにはいつでもアメリカ軍が入れるような体制であれば返還しようかというように条件にしているといわれておりますが、その点いかがですか。

○島田(豊)政府委員 現在のところ、返還に際しまして、その使用者を向こうから要望したりあるいはその利用形態についていろいろ注文をつけるというふうな条件つき返還というものはないようでございます。

○伊藤(徳)委員 それじゃ伺いたいですけれども、長官、最近の基地の返還というのは非常に自衛隊に多いわけですよ。去年の暮れにきまされた五十数カ所のうちの二十数カ所、その約九〇%近くが自衛隊に返還されているわけですよ。この基地問題について一番大事なことは、現在全国に自衛隊の基地が二千カ所ございませぬけれども、それで現状が狭いというならば別としても、私は現状の基地で十分だと思つたわけでありませぬけれども、さらに米軍の基地が帰った場合に自衛隊が優先的に使用するという行き方、いま申し上げましたように、すでに九〇%も自衛隊が使っているという事実。しかし実態というのは、地方自治体が都市計画にのっとって使用させてほしい、または公園をつくってほしい、非常に地元の要望が強い基地がたくさんあるわけでありませぬけれども、基本的な考え方として、たゞいま施設庁長官のお話によりませぬと、米軍からは何の要望もないというならば、防衛庁長官の判断によって、この基地は地元に戻そう、この基地はこういう理由だから公園にしようというふうなことを、長官の自主判断によつてもよろんできると思ひますが、その点はいかがですか。

○中曾根国務大臣 民有地に、民間に返却するということについて、伊藤委員から前からお話がございますが、われわれも御意見をよく考へて、また日本の防衛上の必要等も考へながら、そういう事態が出てきた場合には処理していきたいと思ひます。

○伊藤(徳)委員 長官の基本的な考え方をいま伺つたわけですが、要するに、公明党として基地の総点検をやりました。それ以後また今年基地のあと土地利用に関する再点検をやつたわけでありませぬが、要望書はすでに防衛庁のほうにも提出してありますけれども、あれをこちらになつてもわかりませぬように、大半の基地は、民間というよりも公共施設とかそれから地方自治体、あるいは都市計画にのつた基地のあと土地利用をしてほしいということがわれわれの調査でわかつていてあります。私はそういう方向で行くべきだと思ひます。私はそういう長官は、そのことも考へてやるということであらうと思ひますので、基地の問題については一応終わりたいと思ひますが、最後に先ほどの横須賀の基地のこととございませぬけれども、横須賀のこの修理施設ですか、この返還について、報道によりませぬと、米側からいつでも優先的に使へるという条件であれば、またそういうような条件にして返還に際する、こういうふうに出ているわけでありませぬが、この優先的使用権といふか、こういうものの実態、これについて伺いたいと思ひますが、その点長官いかがですか。

○鶴崎政府委員 先ほど施設庁長官からもお答えしましたように、現在米側といたつた基地につきましても交渉しておりますけれども、実態的な内容についてはここでお答えすることを差し控えたと思ひます。

○伊藤(徳)委員 差し控えるということはどういうことですか。どういふ理由ですか。

○鶴崎政府委員 まだ具体的な内容についてはきわめて流動的な情勢でございませぬので、ここで特

定のことについて発言をしますと誤解を招くおそれもありますので、差し控えたい、こういうこと  
でございませぬ。

○伊藤(徳)委員 こういふ場所だから明確にすべきじゃないでしょうか。いま地元でいろいろなきことが言われているわけですよ。ですから、基本原則はこうだ、こういう線で話し合いをしたいと思います。こういう防衛庁の態度があつていいんじゃないでしょうか。

○中曾根(徳)大臣 いろいろな話し合いがいま行なわれておりますが、まだ公表するに足るまで熟していない。もし公表してよろしいという時期が来たら発表させていただきますことにしたいと思います。

○伊藤(徳)委員 それではそれ以上聞いても何も答弁はないわけですね。通告はしてあるのですけれども、またいずれの機会に質問したいと思います。

先ほど基地問題で、四次防の中にもうすでに基地の、自衛隊が使った場合の管理費なども含まれているという答弁があつたわけですが、防衛庁長官、間違いありませんか。

○中曾根(徳)大臣 一般的にいえば、大体この五カ年くらいの間にこういふふうになるだろうという一応の構図をかきまして、この程度のもので入つておる。しかし、それは具体的に出てきた場合にそのとおりに行くかどうか、これはもう一回再検討を要しますけれども、一般的には、心がまえとしてある程度は入れているのであります。

○伊藤(徳)委員 基本的な問題をいま聞いたわけですが、さらに治安出動の点について、これもまた基本的な点について伺つておきたいと思ひます。

あの三島の撤文によりまして、彼らは十・二一の統一反戦新事件に際して自衛隊の治安出動を期待したわけですね。そして、これを読んだほうが早いでしょうから読みますけれども、「しかるに昨昭和四十四年十月二十一日に何が起つたか。総理訪米前の大話ともいふべきこのデモは、圧倒

的な警察力の下に不発に終わった。その状況を新宿で見て、私は「これで憲法は変らない」と痛恨した。その日に何が起つたか。政府は極左勢力の限界を見極め、戒厳令にも等しい警察の規制に対する一般民衆の反応を見極め、敢て「憲法改正」といふ火中の栗を拾はずとも、事態を収拾しよう

自信を得たのである。治安出動は不用になつた。こういふふうにあるわけですね。私はこのところを見まして、あのときに自衛隊に出動させて、またそれを契機に憲法改正まで持つていこうという意図があつたように感じられるわけでありませぬ。また、政府のいわゆる防衛白書とか四次防の概要なんかにもありますが、日本の防衛構想というのは、直接侵略ということよりも間接侵略の重視という面で、特に治安出動などのはりに重点が移つて

いるのです。そういう考え方に立つていられるわけでありませぬ。その間接侵略やまた暴動とか騒乱等の最良の防止策というのは、基本的には政府がよい政治をやることでありませぬけれども、たとえば政府の失政の問題を自衛隊の治安出動に求めるということが私はあつてはならないと思ひます。その点について、まず長官、いかがですか。

○中曾根(徳)大臣 治安出動というのは、警察力ではとてももう処理できないという重大な事態に立ち至つた場合に行なわれるのでありませぬ。そう軽々にやるべきではないと思ひます。

○伊藤(徳)委員 自衛隊法の七十八条の命令による治安出動というのがありますが、これは総理大臣が間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもって治安を維持することができないというふう

に認められた場合に、自衛隊の全部または一部の出動を命ずることができるといふことが規定されているわけですね。この命令による治安出動というものは、あくまでも警察の補充作用といふふうには思ひますけれども、この防衛作用もこの中に含まれるかどうか、まずその点伺ひたいと思ひます。

○中曾根(徳)大臣 治安出動でありますから、治安

安目的であると思ひます。それで、教府県に同時多発に内乱的な情勢が出るとか、あるいはいろいろな使用する武器その他で、警察力ではとてもう対処できない事態が出てくるとか、そういうふうな場合が想定されるのではないかと思ひます。

○伊藤(徳)委員 治安出動について、治安出動を命じ得る要件としては、第一に、間接侵略その他の緊急事態が存在すること、第二に一般の警察力では治安維持ができない、そういう面が発生しなければできないと思ひます。たとえ間接侵略その他の緊急事態が起つたとしても直ちに命令することとはできない。その上に一般の警察力ではどうしても治安の維持ができないというぎりぎりの線が条件になつていられると思ひますが、自衛隊の治安出動に際しての要件をもう少し詳しく伺つておきたいと思ひます。

○内閣府委員 いま御指摘の七十八条に書いてございませぬ。第一に、「間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合」というのが治安出動の条件でございませぬ。間接侵略その他の緊急事態という事態がありまして、そしてしかも一般のそういう緊急事態はまず一般の警察力で維持するんだという考え方が前提になつており、しかし警察力にも限界がありますから、その一般の警察力をもってしては維持が困難であるといふふう

に認められた場合に、初めて自衛隊の治安出動があり得る、七十八条はそういう趣旨だと思ひます。

○伊藤(徳)委員 ここで言うわが国においての間接侵略その他の緊急事態というのはどういふ事態をさすのかということですね。またその間接侵略等その他の緊急事態の定義と態様、これを伺ひたいわけですね。また具体的な例をあげて、暴動や騒乱等を量と質の面から、どういふ場合に自衛隊は治安出動をするのかということ、それを伺ひたいと思ひます。

○内閣府委員 間接侵略の定義は国際法上はつきり

きりそういう条約等ではきまつたわけではございませぬけれども、常識的に申し上げますと、外国の教唆または干渉という事実がありまして、そういうことによつて引き起こされたわが国における大規模な内乱または騒擾、そういう事態である、従来そういうふう

に解釈、それから「その他の緊急事態」と次にございませぬのは、先ほど長官も例示されましたけれども、量と質、両面から考慮することができると思ひます。量でいいますと、一部だけでなくて教府県にまたがるような相当スケールの大きな事態、しかもそれが方々で、どの県でも同時にそういう事態が起つてい

るというふうな事態が継続しているというふうなことが考えられると思ひます。それから質のほうでいいますと、かりに小部分でありましても相当強力な武器が使われているという場合、かりに地域が小さくてもそういうふうな場合には、ここで言う緊急事態に当たらうか。つまり警察は拳銃しか持っておりませぬから、警察力をもってしては対処できない、そういうふうな場合があり得るかと思ひます。

○伊藤(徳)委員 そうしますと、強力な武器というのはピストル以上のものですか。要するに、機関銃とかライフル銃とかいふものを意味するわけですか。

○内閣府委員 常識的にはそういうふうなことが想像されると思ひます。

○伊藤(徳)委員 現在のシベリアンコンソールという面からいいますと、総理大臣がすべて命令できるわけでありませぬ、防衛出動であっても治安出動であっても、最高指揮官としてオールマイティの権限を総理は持つておられます。万一独裁的な総理があらわれて、その指揮のもとにこの実力集団が置かれるようになった場合には、きわめて危険である。もちろん防衛出動というものは原則として事前に国会の承認が必要となつてはおりませぬ。しかし衆議院が解散されているときは参議院



理、さらに自衛隊の処遇改善等に十分考えて指揮をとっていただきたい。そのことを要望いたします。質問を終わりたいと思います。長官から最後に答弁を……。

○中曾根國務大臣 自衛隊を国民の自衛隊にするために積極的な努力をまいりたいと思っております。

○伊藤(惣)委員 終わります。

○天野委員 和野耕作君。

○和田耕委員 昨日来、三島由紀夫さんの事件につきまして、質問あるいは長官の答弁をいろいろ承っております。長官の答弁、ことばであらわされておられる限りにおいては大体妥当だということをもつて聞いておったわけでありまして、申しませんが、これを取り巻いておられる内外の状態というのは非常に重要な転機にきているという感じがするわけでございます。長官自身が今度五兆八千億という膨大な金を投入して四次防という計画を推進しようとしておられる。また世界のあちらこちらからは日本の軍国主義の復活という問題が議論されておる。また国内では最近の三島事件が象徴しているように、憲法改正という問題をもっと取り上げる考え方というものが出てきておるというふうなときでございます。この時期において長官の、あるいは総理大臣の、自衛隊というもののについての確固たる一つの方針というものを確認しなければならぬ時期ではないかという感じがするわけでございます。そういうふうな意味で、私さうの質問は、いままで、あるいは今後、自衛隊の教育の中で憲法という問題をどのように位置づけていこうとおられるのか、あるいは具体的に憲法の教育、隊員に対する教育という問題を、具体的にどういふふうにしようとおられるのか、この問題に集中して御質問をしてみたいと思っております。この三島事件の持っている意味というものは、昨日も長官もお話になりましたとおり、彼が直接に目的にした、つまり自衛隊を軍隊に改編するという問題、

あるいは憲法改正というものを自衛隊の決起によつてこれを解決していこうというふうなこと、こういうふうな問題は、私どもの政治感覚とは大きく離れておられて、しかも国民の考え方ともかなり離れておるということであつて、たいして重大な問題とも考へてはおりませんけれども、しかし三島さんの提起した問題のもう一つの面は、人間の生き方と申しますか、つまり命よりも大事なものがあるんだという問題を身をもつて提起したということが、現在の日本の状態から見て重大なショックになっておるといふことなすね。そこで、命よりも大事なものがあつたということとを身をもつて実現をしたというあの衝撃ということのは——自衛隊の場合は、日本の平和とそして自立、また安全というものを守るというために自衛隊をつくるんだというはつきりした目的があるのですけれども、この目的というのは、他のいろいろな団体の目的とは違つてからだを張る目的なんですね。必要があれば自分の命を張っていくという問題を持つておる目的なんであつて、三島さんの提起したあの憲法改正云々の問題については、そのこと自体はたいした問題ではないにしても、しかしからだを張っていくということ、この生き方ということからの影響というものは、相当大きいんじゃないかと私は思うのです。しかもこの二つは、切り離して考えられるように見えるのですけれども、なかなか切り離して考えられる問題ではないというふうな意味で、今後三島さんが提起した問題は相当長く尾を引いていく。ときあたかも四次防の問題がある、あるいは軍国主義の問題があるというふうなことも関連して、なかなか重要な問題だと私自身は考へておるわけなんです。

そこで長官にお伺いしたいのですけれども、三島さんも言つておられるように、自衛隊は軍隊じゃない、もっと軍隊にしなければならぬということばがありますけれども、長官、自衛隊と軍隊との違いは、どういうふうにお考へになつていますか。

○中曾根國務大臣 自衛隊は軍隊でなくして自衛隊である、そういう考へ方が基本的な考へ方であります。これは日本の憲法並びに自衛隊法等の規定に従つて節度ある日本の防衛力としていま育成しつつあり、またある意味においては漸増されつつあるものであります。アメリカの軍隊とかソ連の軍隊とかいふような異なる軍隊とは違つて、日本独特の存在であると私は考へております。

○和田(耕)委員 自衛隊のための武装力というものは、軍隊だつて武装力であるという点では間違いない。ただ、自衛という限界がついておるけれども、軍隊と内容的には同じものだという考へについては御意見がありますか。

○中曾根國務大臣 軍隊ということばの定義をどういふふうにして解釈するかということにもよりましようけれども、日本の防衛力は、國策の手段にしたり、あるいは外国に対する脅迫やその他の材料としてはならない、國策の道具になつてはならない、そういうことが厳然とあつて、そして日本の防衛にのみ役立つ節度ある一つの防衛力、そういう考へ方に立脚しておるのであります。

○和田(耕)委員 それでは防衛、自衛という範囲の中の軍隊である、こう言つて間違はないわけですね。私もそう思いますけれども……。

○中曾根國務大臣 軍隊というその定義をどう理解するかということですが、日本の場合には、憲法で交戦権はないし、また軍法會議その他もないわけでありまして、ほかの國のものとは性格が違つておるわけでありまして……。

○和田(耕)委員 一つの例としていまの問題を取り上げましたのは、憲法の精神を具体的に隊員に教へていく場合に、こういう問題についてごく常識的に考へている線と違つた表現なり、あるいはあいまいなことを言うというところは、現在の教育の内容の教へ方として問題があるんじゃないかという考へ方を考へますので、もう常識的に考へている点はずらつとそういう問題を教育していくというふうなことが必要じゃないのでしょうか。その一つの例として、長官もいつか参議院で、陸、

海、空の三軍とかいふ軍を使つて問題になつたという話がありますけれども、これはつまり国民から見ればあたりまえのことを言つた。ただ、いままでのいろいろな理屈から、あるいは国会で問題になつたことからは問題になるけれども、自衛隊員にしても、国民にしても、あれは軍隊だといふふうに思つておられるわけですね。軍隊ではないのだということであることをおかしなところから、自衛の範囲をどういふことまでおかしなところから、そういうふうなところ、そういう影響があると思いませんか。

○中曾根國務大臣 御質問の趣旨がよくわかりませんが、日本国憲法のもとにおける防衛力というものには、そういう日本特有の防衛力である、そのもとに奉仕する自衛官である、そういうことを教育しておる、また徹底していくべきであると思つておる。

○和田(耕)委員 それから憲法九十九条、一番最終の章に「天皇又は摂政及び國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」という文章がございますけれども、この憲法を擁護するといふこのことばと公務員自身が憲法改正という問題を出してくるというこの関係を、長官どういふふうにお考へになつておられますか。

○中曾根國務大臣 公務員という公的なステータスの場合とそれから私的な思想の自由という問題とやはり区別して考へるべきであらうと思つておる。

○和田(耕)委員 公務員として憲法改正の議論を公然とするというところは、憲法の精神からいって間違つておるというふうにお考へですか。

○中曾根國務大臣 その辺は人事院総裁にお聞き願ひたいと思つておるが、私の法律知識では正確な御回答はできないと思つておる。

○和田(耕)委員 しかし実はこの問題が、いまの自衛隊の教育の問題について非常に重要な要素だと思つておる。たとえば今度の三島事件で楯の会という会を率いる三島さんが自衛隊の中に乱入し









る。あるけれども、この憲法をこういふふうにする。むべきであるといふことをはっきりと方針を立ててもらいたい。こういう方針を国民が理解をすれば四次防とかいろいろの問題についても、あまりいわれないいろいろな議論は出てこなくなる、こういうふうには思ふわけです。そういうこと、特に総理大臣佐藤さん、いつおやめになるかわかりませぬけれども、総理大臣もこの問題だけは明らかにすべき時期にやるといふことをよくお考えいただきたいといふふうに思ふわけでございます。そして若干の問題ですけれども、きのうからの質疑の中でちょっと私の理解できなかったことは、ああいう三島事件のとき、長官はすぐ警察力を頼んだといふことははたしてどうであらうか。今後ああいうふうな関係の事件が起こった場合に、まず第一に警察の力を借りるという形をどのように考へておられるかどうか、この問題をひとつ……。

○中會根國務大臣 自衛隊には警務隊がございませぬが、あれは部内の犯罪その他に於いて措置をするものであります。それで三島事件が起きましたときには、これは非常に社会性を持つ幅の広い問題でもあります、本人自体も日本の有名人の一人でもありますので、そういう点からしまして、社会的な面を受け持つ警察が協力してくれることが好ましい。もちろん自衛隊は自衛隊としての措置はやりませぬけれども、前面に出るのは警察のほうが好ましい、そういう判断に立つて警察にすぐ連絡もさせ、また彼らもすぐに出たところでございます。それで警察と自衛隊と協力して逮捕する、そういう形に出たのでありますけれども、私は三島事件のようなああいう特殊な事件には、そういう配慮のほうが適當だろと思ひます。あれを自衛隊だけでやるといふ場合に、世論の反応やあるいは扱ひ全体を見てはたして適當であるかどうか。やはり両方で協力してやるというほうが国民も識者も納得してくれる線ではなからうか、こういうふうに思ひまして、ああいうケースについては両方協力の形をとりたいと思ひます。

○和田(耕)委員 こういふことも私は、内容は違ひませぬけれども、つまり自衛隊といふものの位置づけといふものが、先ほどの問題と関連して、あまいさといふものがあるからこゝろいふ問題についてもああいう措置になったのじゃないかといふ懸念を持ったのです。もつと自衛隊が憲法上の正しい位置づけをされて、これを自衛隊の幹部皆さんがそれを理解しておるとすれば、あれは当然自衛隊法の中のいろいろな法律の条章から見ても、自衛隊自体が中心になつて解決すべきケースじゃないのですか。構内は自衛隊であるし、自衛隊の人たちを殺傷しようとする危険な状態があるといふことですから、もしそれが直接警察に頼むといふようなことが正しいとすれば、あのこととを契機にして、相当たくさんの方が自衛隊に対して乱入するといふような事態が予想されれば、ああいうケースもあると思ひますけれども、本来からいへば、あのような五人くらいのもので、しかもあの場所であらう行動をするといふことについては、自衛隊の警務部自体が主動力になるというふうなことが正しいのじゃないですか。この点はどうでしょう。

○中會根國務大臣 初動のときには警務隊の三佐が指揮をしまして、そして周囲を包圍するとか諸般の処置を指揮しておったわけですね。それで警察が到着してからは両方で協力してやりましたわけです。私はそういう措置が適當と思つております。

○和田(耕)委員 まだいろいろとお聞きしたいことがありますけれども、他の委員会での質問の時間が迫つておりますのでこの程度にしておきませぬけれども、ひとつ長官、いま一番初めに申し上げたとおり四次防といふ重大な時期でもあるし、そして國際的にもいろいろの批判もあるし、また国内問題としても大きな曲りかどにきています。この自衛隊、私どもは最小限度の自衛隊は必要である。せつかく置く以上は、もつと役に立つ自衛隊にしてもらいたい、こういう気持ちでいま質問

をしておるわけですが、その場合にぜひともはつきりしなければならぬことは、この隊の扱ひとしていささかも混乱してはいけないこと、憲法上の自衛隊、憲法の問題といふ問題、この問題だけは長官、ひとつ肝に銘じて責任を持つてこの問題について誤りなからしめるような御指導をいただきたい。総理大臣にも特にこの問題についてひとつ注意を喚起していただきたい、こういうふうにお願ひいたしました。私の質問を終わることにいたします。

〔委員長退席、伊能委員長代理着席〕

○伊能委員長代理 受田新吉君。

○受田委員 質問の前半を一般職、特別職の給与法案、後半を防衛庁の給与法と防衛関係の問題点を取り上げる質問に充当します。

総裁、昨日の質問に続きまして質問の残余の部分に就いてまいりますが、あなたのほうからこの夏勧告案をお出しになり、あわせて報告をしていただいております中に、民間における役員報酬及び特別給の状況という一項があるわけですね。その中に、選任役員のうちでいわゆる社長相当格とそれ以外のものとの月収というものがこゝろ指摘してあり、特別給も書いてあるのをごいしますが、上記以外の選任役員という、いわゆる指定職の比較対象にされたこれらの皆さんの給与と、公務員の指定職との給与比較において問題点として提起したいことは、公務員の場合は、いわゆる特別手当として今度は調整手当に切りかえられる暫定手当といふものがあるわけなんです。これはそれを六割にしても、これを加える場合、今度八割になる場合に、いわゆる選任役員という立場と公務員の指定職を比較すると、平均報酬月額におきましても特別給におきましても、これは四・一カ月分であつて、公務員は今度四・七カ月になる、いずれも公務員の指定職のほうが多い基準になるわけですが、これは、どういふ比較をされたわけでしょう御答弁を願ひます。

○尾崎政府委員 この調査は本年の六月に調査を

したものでございまして、昨年の一年間におきまして民間の役員給与、つまり平均の月額、それから特別給とを調査したものでございまして、何カ月分というものは本年六月におきまして月額で割つたものでございまして、つまりベースアップ後の金額でございまして、若干低目に出てるわけでございますけれども、御指摘のように、たとへば選任役員の場合には四・一カ月分、それからそれ以外の者は四・一カ月分という形になっておりました、そういう点で申しますと、現在の指定職の期末手当だけ支給しておるといふ関係に比べますと、若干問題があるという点がございませぬ。

○受田委員 これは若干問題がありますね。それと部長等兼任役員、取締役が部長を兼ねている、こういう比較においては、特別給においては一応適当な線と思ひますが、平均報酬月額という点においては、これは一体公務員のごとく比較をしておられるか、ちよつと参考のために承つておきたいと思ひます。

○尾崎政府委員 このようにいたしましたので、民間のこの月額と申しますのは本年の四月分の月額について調査したものでございまして、その関係をここに表示してございませぬ。民間におきましてそういう役員の数といふものを従来からいろいろ調べてまいつておられますけれども、一社当たりの役員数が若干ずつあつてまいつておられます。そういう関係なんかをいろいろ調査してみますと、大体最高の報酬を受ける専任役員と申しますのは、まあ会長でなくて社長ではないかといふふうな考へておりますけれども、それはともかくといたしまして、社長以外の専任役員、つまり常務あるいは専務といふ方々の平均が四十万円といふことになつてございませぬ。そういう役員に対応する公務員の場合にはどうであらうかといふ点がございませぬけれども、まあ普通の各省庁の場合には大臣以外のおつたり次官あるいは長官あるいはそれに準ずる職員、そういう方々は少なくともその程度に相

当するのではないかと感じましたし、部長を担い  
たし、また取締役兼何々部長という、部長を担い  
たし、平均二十五万八千円でございすけれども、  
そういう職員につきましては、公務員の場合には  
各省の局長あるいは次長といったところと同  
程度ではないだろうかといったようなことを、い  
ろいろの数の上で、一社の人数からいたしまして、  
たとえば大きな会社の役員が何人かおありま  
すけれども、そういう場合と、それから公務員にお  
ける上の方からの人員という人数割合をいろいろ  
考えてみますと、その程度に相当するのではな  
いだろうかといったことを考えているわけでござ  
います。

○受田委員 これは特別職を御担当でないお立場  
もあるのだけれども、その立場も伏線として考え  
ながらやるべきだと思っておりますので、最高の報酬を  
受ける専任役員を一応総理とわれわれは特別職は  
見るべきであり、上記以外の専任役員を國務大臣  
と見るべきであり、部長その他の兼任の役員のこと  
が事務次官以下の指定職、こう見るべきであつ  
て、もうその民間との比較論において、専任役員  
ということは一職職の対象外に置くべきものだ、  
部長と兼任役員の辺からが一般職の該当である。  
しかしその中で、一般職で、ある国立大学の特定  
大学の総長というような場合は、これはまた特別  
の措置をすることとして、必要があればこれを一  
般職でなくて特別職に直してもいいわけだ、そう  
いうような人事政策というのがあるのじゃないか  
と私は思うのです。何となれば五十人、百人とい  
う民間の給与の実態調査の低い人数のところから  
スタートして、そして下級の公務員はそれを調査  
対象に当てはめておる。それから上つらのほうへ  
いくと、今度は五百人以上とこれにも書いてあ  
る。この調査は全国企業規模五百人以上という  
ところに当てはっている。上つらはいい条件のほうへ、  
下つらは悪い条件のほうへ持っていくというこの  
心根は非常に下級者を冷遇する考え方になる。国  
家公務員というものは、たとえ事務次官であらう

と、一番下の八等級の行政職の初号の人であらう  
と、国家という大きなバックでいくのですから五  
百人や千人の騒ぎじゃない。何万、何十万とい  
う大世帯の公務員であつて、下級のものは五十人、  
百人というわずかな民間の調査対象のほうに当て  
はめ、上つらだけ五百人以上のものに当てはめる  
というこの悪思想、悪平等の比較論というもの  
を、人事院がなぜこういう心得違いを繰り返して  
くるのか。上つらに五百人以上に当てるのなら、  
下つらも五百人以上の工場、事業場を対象にすべ  
きである。この非常に冷酷むざむざな比較とい  
うものから給与を生み出しておるといふこの心得違  
いを私は指摘したいのです。下級の者よ、諸君は五  
十人、百人の対象でやるぞ、上つらは五百人以上  
のところをとるぞ。かすを下級に与えて、いいと  
ころをみんな上級がとるといふ弱肉強食の様相を  
人事院が勧告しているといふこの思想の根底にひ  
そむ冷酷むざむざな思想に私は強く反撃するもの  
である。答弁を願いたい。

○尾崎政府委員 官民比較におきましては、御指  
摘のように五百人以上、それから五百人以下に分  
けて比較をいたしておりますが、五百人以上と五  
百人以下の場合、つまり大企業と中小企業の場合  
であれば、同じ課長と申ししてもやはり職務と  
責任が違ふということも給与も違つております。  
したがって公務員との比較におきましては、公務  
員の係長、たとえば四等級と比較いたします場合  
には、大企業の係長、つまり五百人以上の係長、  
それから五百人以下につきましては課長補佐とい  
う形で、一段階五百人以上と五百人以下をすらし  
て比較をいたしておるわけでございます。そうい  
う関係でございますから、御指摘のような、下の  
ほうでは全く百人以上の平均であり、上のほうで  
は五百人以上だけだということはないのでありま  
して、やはり職務段階が違いますので、それぞれ  
に応じて、大企業の場合の職務段階とそれから中  
小企業の職務段階とは職務評価を異にして比較  
をしておるといふことでやっておりますわけござ  
います。そういうことで比較をいたしております

で、御指摘のような冷酷むざむざな比較はないのじやな  
いかというふうに考えております。  
○受田委員 そのことが冷酷むざむざなことです。あ  
なたのほうから出された資料に、事務、技術関係  
職種それぞれの対象が出ておるのですが、国家  
公務員というのは、五百人以上ではなくして、何  
万、何十万という、五百人の機構よりも何十倍か  
何百倍か大きな機構なんです。したがっていまの  
ような職務上の一般係員より以上にある主任者と  
行政職の六等級とを比較した数字がここへ規模五  
百人未満のものに出ておるわけですけれども、そ  
れと次の五百人以上とを比べると一階級の相違  
があるという議論ですが、これは五百人以下のも  
のは全然調査の対象にしないで、五百人以上の中  
にも、もう五百人以下と同じようなスタートをし  
ている職員があるのですから、五百人以上の調査  
をすること、五百人以下を除外しても、いま公  
務員の比較対象は十分とれやしませんか。五百人  
以上の分では初級の公務員の調査対象がない、民  
間の比較がないといふような理屈は、私はどこに  
も成り立たぬと思つたのです。

○尾崎政府委員 その点が、先ほど御審議になり  
ました問題でございますけれども、やはり民間と  
比較をいたします場合には、五百人以上だけとい  
いますと、どうしても数が非常に限定されてくる  
わけでございます。全体の三分の一ぐらいの人数  
になつてまいりまして、民間の中でも、いいとこ  
ろだけ選んで比較をしたといったような問題にも  
なつてまいりますので、やはり民間と比較いたし  
ます場合には、民間を代表するといふ意味合いに  
おきまして、半分はカバーしなければ、やはり代  
表といふわけにはいかないのじやないかというこ  
とで、現在百人以上ということをやつたわけでご  
ざいます。

○受田委員 百人以上にするなら、上役も一語に  
百人以上にするべきです。百人以上の中には五百人  
以上のものも含んでおるので、五百人以上を除外  
した百人以上じやないです。五百人以上の大企業  
も含めた数字になつてきておるのです。その上位

の等級にある人々も、百人以上と同じ立場で比較  
すべきです。これを私は指摘しておるのです。い  
いのだけ、代表だけ選ぶといふ問題になると  
言われておるのですけれども、それが問題である  
ならば、上位の等級にある上役の者についても百  
人以上と比較すべきです。上役はいいところだけ  
とつておる、下役には悪いところをとらすとい  
う、その思想が、はっきりいまの尾崎先生の答弁  
に出ておる。

総裁、尾崎先生非常にまじめな給与局長です。  
私は同郷のよしみとして敬意を払つておる。払  
つておるけれども、いまの御答弁はかわいそうです  
よ。あなたは少し度胸のあるところがあるので、  
あなた御自身は秀才の誉れは高くても、あなた自  
身の内部にひそむ人道的見地というものを、ゆめ  
おろそかにされてはならぬのです。ここに五百人  
以上のいいところだけをとりつておる上位の問題と  
低いところをあてがわれておる下位の問題とは、  
これは非常につながらが悪いのですよ。これは百人  
以上の中にも五百人以上のものが含まれておると  
いう前提に立つならば、百人以上なら百人以上で  
一括して上位と下位を比較をすべきじやないで  
か、総裁。

○佐藤(達)政府委員 冷酷むざむざということばが  
たびたび出ますけれども、冷酷むざむざでないよう  
にというのが私の立場でございます。そういう立  
場ですべてを考慮しておるということをお聞き解  
いたしたいと思つたのです。

給与問題になつてまいりますと、やはり等級の  
上の人、下の人、いろいろございす。その上の  
人にも下の人にも冷酷むざむざにならないよとい  
うことに、やはり基本を置かなければなら  
ない。そのためにわれわれは官民比較といふことを  
やつて、御指摘のように民間企業と比べてお  
る。その場合には、やはりその人の受け持つてお  
る職務と責任ということが一つの基本的なめどに  
ならざるを得ない。そういう立場で民間と比べま  
す場合に、たとえばタイプライターを一日打つて  
いらつしやる方、官庁にもいらつしやる、民間に

もいらつしやる。電話の交換に励んでいらつしやる方、これは仕事の性質は、完全に同じでございますから、その場合には普通の原則に従って、百人以上のところで押えて合わせれば、まず納得のいく結論が出てくるだろう。ただつけ加えて申し上げておきますけれども、近ごろ、御承知のように、中小企業すいぶん給与がよくなくなってまいりまして、百人以上だから非常に虐待されておるといふ先入観念もあまり成り立たないということもあわせて考えていただきたいと思ひます。まあ筋はいま申しました筋でございます。課長さんといつても、ほんとうに百人程度の民間会社の課長さんといつたら、外との折衝のために課長という名称を持ったほうがいいという人もあり得るわけでございます。そういう意味で実質をとらえていけば、役所のしかも本省の課長さんという以上は、民間企業でいえば大体五百人以上の課長さんと職務、責任は同じだろうところから積み上げてまいりまして、横の連係を職務と責任で照らし合わせればそういうことになるわけでございます。

それからさつき、会社の社長さんと総理大臣とお比べになりましたが、たいへんなことだと思ひます。総理大臣が気の毒なことだと思ひます。これは各省の大臣がむしろ社長さんに当たる。総理大臣はその上にある。これはもう間違いないと思ひますから、その点は一段階ずらしてお考え願ひたいと思ひます。

**○受田委員** スウェーデンの総理大臣は三十万で毎月の月給をがまんしておる。大学出は八万で採用しておる。上下の格差を圧縮して、上に立つ者はできるだけ薄給に甘んずるといふ、御承知のように世界一長生きの国家があり、平和を百五十年以上続けている国家がある。私はそういうことで、大企業の社長の月給では総理はまずいという考え方はなくして、国を率いて国民全体のために奉仕する総理大臣が大企業の社長の月給と同じじゃないかぬからその上にいくというふうな思想そのものは、大衆の奉仕者としての国家公務員の思想に近づかない。

それからもう一つ、あなたは非常に失言的なことばがあったのです。いまは実際は中小企業が百人以上と五百人以上と格差がない、これはちゃんと対照する数字が出ておる。ちゃんと比較してあなたの方から数字が出ておる。重役でいえば二万以上の差が出ておる。下級の者も一階級ずらさなければいかぬ。相違が出ておるわけですから、その中小企業と大企業の姿からは、いまいたした問題でないようなお説がありました。思想の上で、百人以上という場合と五百人以上という場合には、五百人以上という企業を調査の対象にしてやられた給与と百人以上というものは非常に大きな感覚のずれがあるわけですね。大差がないにしても、上が五百人以上なら下も五百人以上、上が百人以上なら下も百人以上という、同じ立場でものを考えていくという考え方が、私はやはり公務員としての立場を守ることはないかと思ひます。上に立つ者は下と苦しみをともしにするというところに、初めて公務員が勤務にほんとうに張り合いがあつていくと私は思ひます。あなたが根本をつくられる責任者であるから、百人以上、五百人以上の比較というものはたいしたものがないというきわめて軽い答弁がまああったことに私は非常に疑義がある。頭をひねっておられるようですけれども……

**○佐藤(達)政府委員** にわかに同感できないものでありますから申し上げますけれども、軽いという意味は全然ございません。いまの職名なり何なり、肩書きだけで比べていいものかどうかという問題に転換して考えますと、役所の部内におきましても、私も人事院の中にも、本院の課長というものがおられます。それから地方事務局にも課長がおられます。省によつてはさらにその出先にも課長がおられます。これはみんな規模も違ひますし、責任も違ひます。われわれ人事院の本院の課長と地方出先の課長と比べますと、大体本院の課長で課長補佐になりかけぐらいの人が地方事務局では課長さんになるわけですから、それで部下の数も非常

に少ない、分担する仕事の幅も狭い。同じ課長でありましても、官庁内部でさえもそういうふうな職務の実質からくる区別はしているわけでございます。それを横に比べますと、やはりその原理は原理としてとっておきまさんと、肩書きだけにとらわれてもまたこれどうだということになるわけでありませぬ。

**○受田委員** これはたいへん時間がかかる問題で、もう私は総裁に注文だけしておきますが、出先と中央と比較しておられる。国家公務員という体系の大きな規模からいって、五百人以上の何十倍か何百倍かに該当するという立場で私は議論をしておる。あなたの議論の立場と私の議論の立場とちよつとずれておることを指摘して、このたびはこのくらいにしておきます。

それからもう一つ、この報告の中にちよつと心配される問題が出ておる。それは特別給の新構想が、だんだんと上位の者に多く、下位の者に少ないという民間のあらわれが出ておるから、これは来年から何とかしようという下心があるのじゃないかと思ひます。期末手当と勤勉手当、これはやはり現行の制度は長い伝統もできてきて実質的に上下の区別なく、同じ比率で勤勉手当も期末手当も出ているわけですから、これを今度同一の原資を、上つらのほうへよけい回して下つらを少なくするということをやろうとすれば、下級の者は勤勉手当や期末手当も少なく回されるということになる。こういうことを報告を出しておると、次の年に実行しようという魂胆があるのではないか。民間給与との比較をすること、これは、優遇されているものはこれを民間からとると、下級の者が冷遇される面は、これを捨てようという気がなければいかぬのです。民間との比較はかりとらわれていると変なことになりませぬ。人事院が、その他適当と認める事情を勘案していく、むしろ給与政策は民間よりも国家がリードするというかっこうをとるべきではないか。そうすると、今度は民間のほうも国家公務員

の下級を尊重するという思想を尊重するという方向にいきますよ。国家が民間にばかりついていくから、そこで思いがけない、上位が重んぜられ、下位が軽んぜられるような形が出てくるのです。国家みずから給与体系をリードするような形にあなたは持っていかれるべきだと思ひます。人事院のその他適当と認める事情の中へ、それを一項入れるべきだと思ひます。いまの問題御答弁願ひたい。

はこのままには捨ておけないということをご報告の中に堂々と載せまして、その意味では関係各方面の十分な御意見と御批判をひとつ伺いたいという、これは問題提起のほうに主たるねらいがあるのではありません。したがって、今回これを黙殺されることなしにお取り上げをいただいたことは、われわれとしては非常に歓迎すべき御発言であると思えます。いろいろと御批判をいただきたいと思えます。

○受田委員 御批判というのは、こういうものを出したことについての批判か、あるいはいろいろ御検討の御批判か、どっちなんです。

○佐藤(達)政府委員 出したことは、これは事実を事実として公表して、そしてこういうことがいいか、それにならうのがいいか悪いが、これにならうかぬかというか、ちょっとそういうおことばがございましたから、批判を承って、これはこういうことをする、これにならうことの御批判、こういうことです。

○受田委員 これは昨年の高齢者の昇給延伸と同じようなわたちを踏まないように、この問題は長期にわたって勤務する公務員に悪影響を残しますから、この問題は、民間にはこういう事例があるからということで検討資料としてやったのにすぎないのだということで了解をさしておいてもらいましょう。よろしくごさいますか。

○佐藤(達)政府委員 いろいろ今後も機会がありますので、そのつどひとつ御見解をお教えいただきたいと思えます。

○受田委員 何かふところによいば用意するようにならぬをさせぬようにしてもらいたい。私はこの点は、人事院が適当と認める諸事情という中へ、給与政策は国家がリードするという立場をおと願いたい。この点は十分含んでおいていただきたい。

特別職が一つありますが、大蔵省の方、資料をお持ちですか、私が要求した数字、それから民間との比較の、公団、公庫などの資料をお願いしておいた下り人事の資料比較論、そこにあります

か、それをお出し願いたい。この間申し上げておいたのがね。

時間の関係で特別職についてちょっと聞きたいのですが、秘書官というこの俸給表は、これはどうしてきめられたのか、御答弁願いたい。秘書官の一号俸から八号俸までの算定基礎をお示し願いたい。

○栗山政府委員 秘書官の俸給の基準でございませうが、秘書官の俸給表は、秘書官の各号俸に対応するところの一般職のうちの行政(一)の俸給表の等級号俸の引き上げ率を基準として改定を行なっておるわけでごさいます。秘書官における俸給月額は、学歴、経歴等を参考として決定しておるわけでごさいます。

現実には、国家公務員からおいでになる方と、それから民間からおいでになる方の二通りございませうが、国家公務員からおいでになる方には、現給保障方式により決定することを考えております。また、民間からおいでになる場合には、中級の試験採用者の昇給基準を基礎といたしまして、年齢基準等を加算しまして決定するという方式で出しております。

○受田委員 そうすると、まことに大づかみではく然としていますね。つまり見方によってはどちらも考えられるようなものがある、こう解釈ができる、そういうことですね。つまりこの経歴の者はこの等級へ行くというような基準がはつきりしておれば、大学を出て何年たつて、他の公務員をやっておった者はこの等級を受けるとかいう基準があれば、ひとつ私にあとから示していただきたい。

それで、適当に、こう大づかみで七号俸あるいは八号俸にしようというふうなことがあるのか、あるいは、そういうことは全然ないのかどうか。

○栗山政府委員 基準を大体設けておまして、先ほど申し上げましたように、民間からの場合には、中級職試験採用者の基準というのを基礎にしまして、それに年齢を加味いたしておるわけでごさいます。官庁から来る場合には、いま申し上げ

ましたように、この方式でもしいかない場合には現給保障というふうにごさいます。

○受田委員 それでは、大蔵省からせつかく来ておられるから、一言だけ聞いておきたいのです。天下り人事に非常に問題があるというところで、上位の等級にある公務員がやがて天下りして特殊法人に再就職する場合に、非常に高い給与をもらっているというこの問題はしばしば論議されたのだけれども、しかしその金額において、三公社総裁が五十五万円であり、公庫あるいは大公団の総裁が四十八万、四十六万とかいうこの数字、この数字の決定というものは国会で審議されないで、大蔵省とそれら主管の省の大臣とで給与をきめる。こういうことになっておるようですね。そうですか。

○谷口説明員 たいま御質問の件は、政府関係特殊法人の役員給与については法制的にどのような過程でござるか、こういう御趣旨かと思つて、それについてお答えいたしますが、御案内のとおり、役員の給与につきましては、その主務官庁でこれは最終的には承認をいたすわけですが、その承認をいたす段階で、私ども大蔵省のほうに協議に相なります。で、私どもといたしましては、その協議に來ます際に、これを適当と認める場合にはこれを承認する、こういうことで各主管庁に御返事を申し上げます。そうすると、主管庁がまたそれぞれの諸機関に承認の手續をとる、こういうことでごさいます。

○受田委員 そうしますと、主管の省と大蔵省とが相談する。だからそれぞれみな大蔵省が協議してきめていく。それで主として給与課長、あなた胸の三寸でござまるという危険も起るし、はなはだ大蔵省の独断でござる特殊法人の役員の給与がござまるというふうになっておるのです。常に協議の対象に大蔵省が入る。たとえば大蔵大臣と建設大臣、こういう調子ですね。これは何かの基準を設ける必要がないか。大蔵大臣と関係大臣とが話をして、総裁は何ぼにしよう、副総裁は幾らにしようというふうな目分量でいまままで歩んで

きておる、事実問題が。だから公団や公庫あるいは公社、事業団というものによってばらばらになっておる。そういう時代が久しく続いたわけです。公庫、大公団の総裁でも四十八万から四十六万、公団の総裁でも四十二万から三十九万と数字が違っている。その違いは何を基準にしたかということが解明されていない。御答弁願いたい。何の基準で三万の違いがあるか。

○谷口説明員 私どものほうは、実は先ほどお答え申し上げましたように、承認基準を一応考えておまして、その基準に該当します場合には大体御返事を申し上げておる、こういうことに相なっておりますが、その場合考えておりますのは、まず現在大体三公社あるいは銀行、これを一つのランクに考えます。それからその次には公庫あるいは公団、その公団のうちでも大きなほうの公団、これは規模あるいは予算規模、職員数、役員数、そういうものを基準に考えております。その次のランクといたしましては、小公団あるいは事業団、こういったものを一つのグループに考えております。それからその下には事業団のうちで規模の小さいもの、あるいは先ほど申し上げました研究所とか何かセンターというふうなもの、あるいは前記のものがございませうが、そういうものは先ほど申しましたように予算規模あるいは役員数、あるいはその事業団の規模によりまして一応のランクを考えて、それを各省庁とそれぞれ相談の上で、そういう一つのものをつくっておるわけでありませう。そういうものによりまして、先ほどの手續を経て一応改正をしていく、こういうことでごさいます。

○受田委員 これらの関係特殊法人には、それぞれ立場で役員の報酬をきめる法律の根拠を必要とするという立場を私はとりたいのです。それをとればあなた方は困りますか。大蔵省、関係大臣との相談でござまるというのを、びしりと法律できめておきたいんだ。

○谷口説明員 先ほど申し上げましたように、現

行法規では、御案内のとおり公庫、公団はそれ  
れれ自主性というものが一応ございまして、そう  
いう形においてそれぞれが一つの考えを持つ。そ  
れを主務官庁に承認を求め、それは役員及び職  
員両方に共通な規定でございますが、そういうこ  
とに相なる。その場合にわれわれ財政当局とい  
たしましては、御案内のとおり、公庫、公団等  
につきましては、出資金あるいは補助金その他税金  
を原資としております。その協議に際して、ある  
いは協議を求め、こういう形になってございま  
す。したがって、現行法規の上からそれがこ  
とさらにおかしいという形には私どもは考えてお  
らない、このように考えます。

○受田委員 現行法規を改めてそういう役員  
の俸給を一応何段階かにきめて、そのいづれかにや  
っていくという形をとるべきではないか。大蔵省の  
考え方では銀行の役員は俸給など比較したりとい  
ま言われましたが、そういうものを見ると、目分  
量が確かに起っている。しかもそれは国家の特  
殊法人である。国からの金で運営されておるとい  
うことになれば、やはり国民の代表者が、われわ  
れが法律によってそういう役員は俸給の一応の基  
準をきめて考える。何号俸に該当するかは、その  
ときによって、その経歴等でもやればいいわけだ、  
そういうようにすべきではないか。私は大蔵大臣  
が他の大臣と協議してきめるというこの俸給のき  
め方に非常に独裁的なものを感じるのです。

頭をおかきにならなくてもけっこうございま  
すが、それからもう一つ、あなたにやらせてす  
るわけではないのですが、あなたに熱心に検  
討していただけたらと思うからひとつ注文してお  
くのですけれども、公社、公団、公庫等の特殊法人  
の職員の給与というのは、最近団体交渉等ででき  
るようになって、これは漸次改善の方向にいつて  
おると思う。しかしこれも大蔵省の場合で見ると  
らば、恩給などがない、共済年金の掛金なども  
ちよつと率が高いというふうなことがあるように  
思いますが、これも何らか一つの体系をつくるべ

きではないか。その体系によって団体交渉等が行  
なわれてしかるべきだ、こういうふうに思うので  
す。

もう一つ、下からだんだん上がった者が総裁に  
も副総裁にもなり得る道を聞くべきであつて、大  
蔵省とか建設省とかいう、そういう役所の上位の  
等級にあつた人が天下りして、下から上  
がっていく者が頭打ちにされるような、まあ精一  
ばい部長どまりだ、部内の進級の目標がそこにあ  
るといふような冷然なことがないような道を聞く  
べきである。この点人事院総裁、あなたにも注文  
して、このお二人の任務を解除していただきたい  
が、各官庁とも五十五、六歳、定年まで局長が  
つとめられるようなかっこうにいくように、でき  
るだけテンポをゆるやかにして、天下りをして第  
二の人生でできるだけ値段の高いところへ行こう  
というふうな欲を働かすような高級官僚を抹殺で  
きるような人事行政が要るんじゃないか。四十代  
で局長をやめて、行き場所がないから公庫、公団  
のどこへ行くかというのでいろいろとあさる。し  
たがって下から上がってきたその公庫、公庫の職  
員は希望を失う。各省で一般職の高級官僚をや  
り、また公庫、公庫等で高位につけて下から上  
がると、いま私が申し上げたような級別定数その  
味の、いま私が申し上げたような級別定数その  
他の昇給のテンポ等に対して、なだらかな道を  
とっていく規定を人事院規則でつくるべきではな  
いか。四十代で局長をやつていけば、五十代に  
なつて次官にならない限りはやめなければいけぬ  
というふうなおかしい現象が起つてきて、欲が  
起つてきて公庫、公団へ天下りして、これを  
改めるためには人事院は貢献せねばならぬ。ま  
た大蔵省も下から上がった者は優遇するという方  
途を講じなければならぬ。お二人の答弁で御任務  
を解除させていただきます。

○佐藤(達)政府委員 それは重大問題としてわれ  
われも問題意識を持って臨んでおるわけです。た  
だ、テンポをおそくしておつしやいますけれども  
も、私どもが若いころに比べますと近ごろはずい  
ぶんおそくなつておるわけです。むしろ気の毒な  
くらいにおそくなつておる。そして早く上があか  
ぬかあかぬかといつて、そのあとに大群が上を見  
て待つておるといふのが実情でございます。そ  
ういふ人たちに對する励みといふことも考えなけ  
ればならぬといふことになりまして、問題がま  
すむすかしくなる。一片の規則ではとても解決が  
つかない。せめて長期人事計画といふようなもの  
でも策定できれば、これはコンピュータがど  
のくらい使えるかどうかかわかりませんが、ど  
そいふもので計画の面でこれを処理していくほ  
かはないんじゃないかといふのが目下の心境で  
ございます。

○谷口説明員 たいだいまの御質問に對して私がど  
ういう権限をもつてお答えできるか、任用の問題  
でございますし、かつ各種それぞれの公団の役員  
の任命の問題でございますので、これは私ども権  
限がございませぬので、答弁は遠慮させていただきます  
したいと思います。

○受田委員 あなたは権限がないお方だといふこ  
とで、お気の毒です。それで任務を解除させ  
ていただきます。どうも御苦勞さんでした。  
それでは防衛庁に入らしていただきますが、防  
衛庁をやる間に人事局長は、比較検討で、人  
事の交流の点でときどき御答弁願わなければい  
けないことがありますので、ちよつと局長さんだけ  
は……あまり時間はかけません。  
中曾根先生、あなたがこの三島事件でたいへ  
ん苦勞されておることはよく知つております。た  
だ私はこの機会に、自衛隊といふものが国土、国  
を守るための非常な權威ある國家機関であり権力  
機関であるという意味において、自衛隊の総指揮  
官が、残念なことであるが、あの場合まことにや  
むを得なかつた私も思いますけれども、なわで  
縛られて自由を拘束されているような状態に置か  
れるといふことは、形の上では自衛隊に對する威  
信が地に落ちたかっこうになつておると私は思  
う。非常に残念だ。つまり、国土、國民を守るた  
めの指揮官、總監といふ高級指揮官が、自由を束

縛されるというふうな事態が現実起こつてき  
た。そしてもう一つ、自衛隊法施行令の中に、警  
務官といふ職種がありまして、司法警察権が行使  
できる職種があります。この警務官で処理できな  
いといふような事態であると私は判断をするので  
すが、警察へお世話になつていくといふことであ  
る。これは三島氏そのものが、自衛隊はなつてお  
らぬ、たよりにならぬ、むしろ機動隊のほうが優  
秀だといふ発言をしてゐるのにも通ずるものがあ  
ると思つておる。その三島発言と同じような  
かっこうで自衛隊の警務官はたよりにならない、  
警察官のほうが力を発揮したといふような形に  
なつてきたと思つておる。この点、司法警察権が  
行使できる警務官に、平素より自衛隊内部のこ  
ういふ事件は自衛隊内部で片づけるというふうな態  
勢ができていないのかどうか。

○中曾根國務大臣 三島事件はまことに遺憾な事  
件で、ああいうふうな結果になつたことはまことに  
残念しくございませぬ。今後大いに戒めていき  
たいと思つております。  
警務官の問題は、ここで御答弁申し上げており  
ますように、私からの命令でも、警察をできるだ  
け表に立てて協力するように、そういうことを  
言つておるので、部内の人間の犯罪ですと、これ  
は完全に部内でやり切れたところでありませぬ  
けれども、ああいう有名な社会的な影響力のある人  
でありますから、警察と協力して、警察を表に出す  
ほうが賢明である、こう判断したのであります。  
しかし、両方で協力してあの問題は落着いたの  
で、三島君が刀を振り回して、こちらは八人も重  
傷を負つて、入れなかつたわけで、結局スケ  
ジュールが終つて彼らが自首して出てきたとい  
う形なので、警察のお世話にはなつておりますけ  
れども、警察が警務官を排して警察だけでやつた  
といふ問題ではないわけなんです。そういうふうな  
結果でありまして、今後警務関係の仕事につ  
いては、いろいろ反省の上しかるべく改善してい  
きたいと思つております。

○受田委員 当日出動した警務官の数は何名か、



また協力した警察官は何名であるか、どういう装備であったかを、それぞれの立場で御説明願いたい。

○**内閣委員** 警察隊は、事件直後にすぐ連絡を受けまして、東部方面警務隊から直ちに現場にかけつけておりますが、かけつけたときには、煙一尉以下七名がすぐ現場に最初につけました。逐次ふやしまして、間もなく五十名程度に警務隊はなっております。そのほか一般の自衛隊員が二百名ばかり警備のために集まっております。それから警察のほうは一〇番ですぐ連絡し、さらに牛込署に連絡をしまして、十一時半過ぎでしたか、到着しました。人数のほうはたしか二百名くらいに達したのではなかったかと思っております。

○**受田委員** 一〇番で警察が出動したのが何時ですか。

○**内閣委員** 一一〇番に連絡したのは十一時十二分でございます。

○**受田委員** 十一時十二分は、三島君はどういう形にあった時点ですか。

○**内閣委員** 時間的に追ってみますと、三島は四名が正門に入りましたのが十一時でございます。そして給監室に入りまして、しばらく雑談をしております。そして異常な事態になったわけですが、異常な事態を発生しました時間は、最初に発見したのが澤本三佐でございますが、そしてすぐ異常と呼んでおりますが、それが十一時八分ないし九分ごろでございます。十二分といまいますのは、したがって、三、四分あとに一一〇番をかけていることになりまして、異常と呼びましたのが十一時八分ないし九分ごろでございます。

○**受田委員** 警察官に出勤を命じた時間は何時ですか。

○**内閣委員** 異常と呼びましたのが十一時八分ないし九分でございますので、それが東部方面隊の警務隊にすぐに伝達をされまして、現場に到着しましたのが十一時十六分でございます。

○**受田委員** 警察が現場に到着した時間は何時ですか。

○**内閣委員** 警察が現場に到着した時間は何時ですか。

○**受田委員** 警察が現場に到着した時間は何時ですか。

○**内閣委員** 警察が現場に到着した時間は何時ですか。

○**受田委員** 警察が現場に到着した時間は何時ですか。

す。

○**内閣委員** 十一時二十五分でございます。私には自衛隊は自衛隊で処理すべきだというたてまえをとりたいたいのです。自衛隊が警察の協力がなければ自衛隊内部の秩序が維持できないというような形であつては、国土、国民を守るための自衛隊の権威が失墜する。自衛隊の区域の外側、壁の外なら、自衛隊の中へ暴徒が乱入しようとしておるなら、警察が外を鎮圧する。しかし内部は自衛隊が守るべきです。それは、むしろ警察よりもっと強大な国家権力であり、もっと強大な武器を持っており、もっと強大な秩序を平素より訓練できているという、これが自衛隊のほうなんです。それが警察にも負けるというふうなことで、三島君の、機動隊のほうが自衛隊よりも優秀だということばが出る危険がある。これは、長官、三島君の発言に、機動隊のほうが自衛隊よりも優秀だという意味の発言があつたのを御記憶しておられると思うのですが、これは私としては残念な発言だと思つております。三島君自身が発言するようないことが現実の結果として出ておる。御見解をただしたい。

○**中曾根國務大臣** 機動隊のほうが自衛隊より優秀だということをお聞きしております。ただ、十月二十一日の羽田の事件で、機動隊が完全に制御できるようなつて自衛隊が必要なくなつた、それを憤つてああいう事件に延びていったということが散文にたしか書いてあつたと思つております。それから、私は、自衛隊も機動隊も、ともに優秀である、こう思つて、使命が違うのでありますから、上下の差別はないだろう、そう思います。あの場合は、私が警察を表に出せと指示したので、もし自衛隊員がやつたことならば完全に自衛隊がやりますけれども、ああいう社会的な広がりのある問題で、非常に諸般の考慮を必要とする問題については、警察とも協力してやるのが適当である、そういう考えに立つてやつたのであります。私はあの事件に關しては間違つた措置であるとは思いません。

○**受田委員** 私があえてこれを指摘したのは、私には自衛隊は自衛隊で処理すべきだというたてまえをとりたいたいのです。自衛隊が警察の協力がなければ自衛隊内部の秩序が維持できないというような形であつては、国土、国民を守るための自衛隊の権威が失墜する。自衛隊の区域の外側、壁の外なら、自衛隊の中へ暴徒が乱入しようとしておるなら、警察が外を鎮圧する。しかし内部は自衛隊が守るべきです。それは、むしろ警察よりもっと強大な国家権力であり、もっと強大な武器を持っており、もっと強大な秩序を平素より訓練できているという、これが自衛隊のほうなんです。それが警察にも負けるというふうなことで、三島君の、機動隊のほうが自衛隊よりも優秀だということばが出る危険がある。これは、長官、三島君の発言に、機動隊のほうが自衛隊よりも優秀だという意味の発言があつたのを御記憶しておられると思うのですが、これは私としては残念な発言だと思つております。三島君自身が発言するようないことが現実の結果として出ておる。御見解をただしたい。

○**中曾根國務大臣** 機動隊のほうが自衛隊より優秀だということをお聞きしております。ただ、十月二十一日の羽田の事件で、機動隊が完全に制御できるようなつて自衛隊が必要なくなつた、それを憤つてああいう事件に延びていったということが散文にたしか書いてあつたと思つております。それから、私は、自衛隊も機動隊も、ともに優秀である、こう思つて、使命が違うのでありますから、上下の差別はないだろう、そう思います。あの場合は、私が警察を表に出せと指示したので、もし自衛隊員がやつたことならば完全に自衛隊がやりますけれども、ああいう社会的な広がりのある問題で、非常に諸般の考慮を必要とする問題については、警察とも協力してやるのが適当である、そういう考えに立つてやつたのであります。私はあの事件に關しては間違つた措置であるとは思いません。

○**受田委員** 警察官の任務というものは一体どういう形のものか。司法警察権が行使できる立場に置かれておる。警察官との連絡調整も必要である。したがつて、自衛隊の内部で——たった五人しか中に入つておらぬ、その五人を鎮圧するのに警察官が二百名出たり、あるいは警務官が五十名も出たりするような状態というふうなもの、ちよつと何か抜けたところがある。自衛隊の内部に何かたるんだものがある。ただ、本人が気遣いだといへば、それでおしまいでございますが、三島君の行動については、いろいろな過去の事例などから十分予想される状態にあつた人が、剣を持って乗り込むというふうなものを見がしておるといふようなところに、何か私は、抜けたものがあると思つておる。国民の自衛隊と言いながら、秩序の点においてあまりにも抜かっている。隊長自身が縛られるような状態である。もしこれが命令を下して隊員を集めなければ総監が殺されるんだ、そういう状態であつたというふうな話です。何かほかに打つ手はなかつたか。どこかに自衛隊内部において、もっと平素より緊張と、そして責任を重んずる体制ができておれば、かかる事件は起こらなかつたかと私は判断するが、長官、自衛隊内部には何らの責任はなく、三島君そのものの気遣いさたであつたということに尽きるか。自衛隊内部において、総監以下がもっと緊張して、国民のための自衛隊という立場を守りながら、一方においてその部隊の統制と、責任をとるという立場において欠けるものがなかつたかを、長官のお口からお聞きしたいのです。

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**受田委員** 警察官の任務というものは一体どういう形のものか。司法警察権が行使できる立場に置かれておる。警察官との連絡調整も必要である。したがつて、自衛隊の内部で——たった五人しか中に入つておらぬ、その五人を鎮圧するのに警察官が二百名出たり、あるいは警務官が五十名も出たりするような状態というふうなもの、ちよつと何か抜けたところがある。自衛隊の内部に何かたるんだものがある。ただ、本人が気遣いだといへば、それでおしまいでございますが、三島君の行動については、いろいろな過去の事例などから十分予想される状態にあつた人が、剣を持って乗り込むというふうなものを見がしておるといふようなところに、何か私は、抜けたものがあると思つておる。国民の自衛隊と言いながら、秩序の点においてあまりにも抜かっている。隊長自身が縛られるような状態である。もしこれが命令を下して隊員を集めなければ総監が殺されるんだ、そういう状態であつたというふうな話です。何かほかに打つ手はなかつたか。どこかに自衛隊内部において、もっと平素より緊張と、そして責任を重んずる体制ができておれば、かかる事件は起こらなかつたかと私は判断するが、長官、自衛隊内部には何らの責任はなく、三島君そのものの気遣いさたであつたということに尽きるか。自衛隊内部において、総監以下がもっと緊張して、国民のための自衛隊という立場を守りながら、一方においてその部隊の統制と、責任をとるという立場において欠けるものがなかつたかを、長官のお口からお聞きしたいのです。

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

○**中曾根國務大臣** 結果的に考えますと、もつといろいろ注意をして目を配つておけばよかつたことともあると思つておる。ある意味においては、三島君という有名な人に幻惑された要素もなきにしもあらずです。しかし、それは結果論であつて、あの当時の情勢からすればやむを得ない事態であつたと思つておる。そして、私は本会議で答弁しました

が、益田総監を殺して自分も死ぬということがあのときの要求項目にもありましたし、そういう覚悟の事件であるのですから、益田君を殺してもいいというなら別でありますけれども、そういう覚悟の事件に対しては、匹夫の勇を出して無用な殺生をやるべきでない、そう考えるので、やむを得ない事件であつたと思つておる。

○**受田委員** 最後に一言この問題でお聞きしたいのですが、日本刀をひきつけて総監室にあらわれたいというそのことは、たとえどのように信頼する人であつたとしても、武器を持って、凶器になるものを持つて自衛隊を訪れることを認めた歴史があるのかどうか。またそういうことがどこかで規定の上では長刀を下げて入つちやならぬという規定はないという形になっておるのか、私は、このことにはちよつと疑義があるのです。その長い刀をぶら下げてやつてきたということに、どこかに自衛隊としての扱けたところがあるのじゃないか、それをひとつお尋ねしておきたい。秩序を維持するという意味、公共の秩序を維持するというのが自衛隊法の任務なのが、部内の秩序を維持する上において、そういうものを下げてくる者を支障から見がおろすということに、たとえどんな信頼する人であつたとしても、長刀をひきつけてくるような人を通しておるといふところには、どこかに部内に秩序維持の上において欠陥があつたと私は見る。自衛隊の統治としては全然責任がなかつたということがいえるかどうかたしたいのです。

○**中曾根國務大臣** 三島君は、楯の会のおきにも制服を着て、いつも軍刀をつつておつたようでも、許可証も持つておつた。それで、入るときに一回とがめたのを、指揮刀だと言つて、二回目には同じく、そういうものを持つておつたことがありませんか、そう言つたら、許可証がありません、そう言つて見せた。そういうことで安心しておつたというところは、あとで考えれば抜かつておつた、そう考えます。そういう点はもつと細心の注意を払うべきであつたと思つておる。

○**中曾根國務大臣** 三島君は、楯の会のおきにも制服を着て、いつも軍刀をつつておつたようでも、許可証も持つておつた。それで、入るときに一回とがめたのを、指揮刀だと言つて、二回目には同じく、そういうものを持つておつたことがありませんか、そう言つたら、許可証がありません、そう言つて見せた。そういうことで安心しておつたというところは、あとで考えれば抜かつておつた、そう考えます。そういう点はもつと細心の注意を払うべきであつたと思つておる。

○**中曾根國務大臣** 三島君は、楯の会のおきにも制服を着て、いつも軍刀をつつておつたようでも、許可証も持つておつた。それで、入るときに一回とがめたのを、指揮刀だと言つて、二回目には同じく、そういうものを持つておつたことがありませんか、そう言つたら、許可証がありません、そう言つて見せた。そういうことで安心しておつたというところは、あとで考えれば抜かつておつた、そう考えます。そういう点はもつと細心の注意を払うべきであつたと思つておる。

○**中曾根國務大臣** 三島君は、楯の会のおきにも制服を着て、いつも軍刀をつつておつたようでも、許可証も持つておつた。それで、入るときに一回とがめたのを、指揮刀だと言つて、二回目には同じく、そういうものを持つておつたことがありませんか、そう言つたら、許可証がありません、そう言つて見せた。そういうことで安心しておつたというところは、あとで考えれば抜かつておつた、そう考えます。そういう点はもつと細心の注意を払うべきであつたと思つておる。

○**中曾根國務大臣** 三島君は、楯の会のおきにも制服を着て、いつも軍刀をつつておつたようでも、許可証も持つておつた。それで、入るときに一回とがめたのを、指揮刀だと言つて、二回目には同じく、そういうものを持つておつたことがありませんか、そう言つたら、許可証がありません、そう言つて見せた。そういうことで安心しておつたというところは、あとで考えれば抜かつておつた、そう考えます。そういう点はもつと細心の注意を払うべきであつたと思つておる。

○**中曾根國務大臣** 三島君は、楯の会のおきにも制服を着て、いつも軍刀をつつておつたようでも、許可証も持つておつた。それで、入るときに一回とがめたのを、指揮刀だと言つて、二回目には同じく、そういうものを持つておつたことがありませんか、そう言つたら、許可証がありません、そう言つて見せた。そういうことで安心しておつたというところは、あとで考えれば抜かつておつた、そう考えます。そういう点はもつと細心の注意を払うべきであつたと思つておる。

○**中曾根國務大臣** 三島君は、楯の会のおきにも制服を着て、いつも軍刀をつつておつたようでも、許可証も持つておつた。それで、入るときに一回とがめたのを、指揮刀だと言つて、二回目には同じく、そういうものを持つておつたことがありませんか、そう言つたら、許可証がありません、そう言つて見せた。そういうことで安心しておつたというところは、あとで考えれば抜かつておつた、そう考えます。そういう点はもつと細心の注意を払うべきであつたと思つておる。

○**中曾根國務大臣** 三島君は、楯の会のおきにも制服を着て、いつも軍刀をつつておつたようでも、許可証も持つておつた。それで、入るときに一回とがめたのを、指揮刀だと言つて、二回目には同じく、そういうものを持つておつたことがありませんか、そう言つたら、許可証がありません、そう言つて見せた。そういうことで安心しておつたというところは、あとで考えれば抜かつておつた、そう考えます。そういう点はもつと細心の注意を払うべきであつたと思つておる。

○**中曾根國務大臣** 三島君は、楯の会のおきにも制服を着て、いつも軍刀をつつておつたようでも、許可証も持つておつた。それで、入るときに一回とがめたのを、指揮刀だと言つて、二回目には同じく、そういうものを持つておつたことがありませんか、そう言つたら、許可証がありません、そう言つて見せた。そういうことで安心しておつたというところは、あとで考えれば抜かつておつた、そう考えます。そういう点はもつと細心の注意を払うべきであつたと思つておる。

○**中曾根國務大臣** 三島君は、楯の会のおきにも制服を着て、いつも軍刀をつつておつたようでも、許可証も持つておつた。それで、入るときに一回とがめたのを、指揮刀だと言つて、二回目には同じく、そういうものを持つておつたことがありませんか、そう言つたら、許可証がありません、そう言つて見せた。そういうことで安心しておつたというところは、あとで考えれば抜かつておつた、そう考えます。そういう点はもつと細心の注意を払うべきであつたと思つておる。

○**中曾根國務大臣** 三島君は、楯の会のおきにも制服を着て、いつも軍刀をつつておつたようでも、許可証も持つておつた。それで、入るときに一回とがめたのを、指揮刀だと言つて、二回目には同じく、そういうものを持つておつたことがありませんか、そう言つたら、許可証がありません、そう言つて見せた。そういうことで安心しておつたというところは、あとで考えれば抜かつておつた、そう考えます。そういう点はもつと細心の注意を払うべきであつたと思つておる。

○**中曾根國務大臣** 三島君は、楯の会のおきにも制服を着て、いつも軍刀をつつておつたようでも、許可証も持つておつた。それで、入るときに一回とがめたのを、指揮刀だと言つて、二回目には同じく、そういうものを持つておつたことがありませんか、そう言つたら、許可証がありません、そう言つて見せた。そういうことで安心しておつたというところは、あとで考えれば抜かつておつた、そう考えます。そういう点はもつと細心の注意を払うべきであつたと思つておる。



○受田委員 指揮刀をつるといふ許可証はどこが出すのですか。

○中曾根國務大臣 あれば関の孫六か何か、そういう系統の日本刀だったらしいのですが、その携帯許可証を持っていた、あるいは刀剣所持の許可証であったかもしません、それを見せたとおっしゃいました。

○受田委員 これはたいへんな抜かりだと思えます。この問題は、関の孫六所持を許すような許可証、これは総監が出すのですか、市ヶ谷の。

○戸部政府委員 刀剣の取り締まりは警察でやっております、美術関係の刀剣には登録証というのを警察署長、文化財保護委員会でしたか、そちらのはりの系統の鑑定書あるいは登録証というのを出しまして、そしてそれによって銃砲刀剣類取締法の取り締まりからは合法的になるといふ手続になっております。その登録証を三島は持っておった、こういうことだと思えます。

○受田委員 これで私の質問を終わりますが、防衛庁職員の給与法の中で、一点だけ私尋ねておきたいのは、学生手当、宮外手当、そういうものの算定基礎の中に食費とか住宅費とか、いろいろなものがある。同時に今度は調整手当というのが入って、一般自衛官は調整手当が二%ふえるという分はどうか計算するのか、この問題等を含めて、一括ごく簡単に御説明を願ったら、と思うのです。それは、いまままで自衛官の俸給額は、基準俸給額に平均勤務手当プラス超過勤務手当相当額。それから恩給納付金分、医療費、食費、光熱水費等を差し引くかっこうになっている。その中で、調整手当分をどう細工するか。そして同時にもう一つ、ジェット機で殉職していくような、悲壮な決意をもって乗員になっている自衛官に、その殉職した場合における手当というものが著しく低率であるということは、私はかつてここで指摘したのでございますが、死が予想されるような危険が最も重大なような職務についている者に対する、そうした猛訓練等で殉職した場合における手当額、その遺族に対する愛情というふうなものに

ついて、いささか低率の手当でがしてあるということをお前に私は指摘したのですが、その後改正をされてはいない。この問題について簡単に答えたいだけば、質問を終わります。

○江藤政府委員 まず最初に調整手当でございますが、調整手当は、大体一般に公務員の場合におきましては、各勤務地におきましてその勤務地ごとにパーセンテージがきまっておりますわけでありまして、自衛官の場合には勤務地の異動がたいへん激しいために、一々その手当を変えらるというところは困難である。そこで各階級ごとに、一応その階級の者は六%のところは何名あり、三%のところは何名あるというふうなことを全部逐一計算しまして、それをその階級ごとに平均しまして本俸に入れておるといふことになっております。したがって、たとえば二佐程度でございまして、二佐は全国におきまして、これを全部計算しまして、大体の平均は二%程度になっておるかと思えますが……。

○受田委員 今度の増額分をどう扱うかを聞いておるのです。

○江藤政府委員 増額分も同じでございまして、八%のところは何名あるか、それから六%のところは何名、それから三%のところは何名と、それを全部加重平均しまして各階級の調整手当にいたしております。

○受田委員 入っておるか。

○江藤政府委員 入っております。それからもう一つの件は、ジェットパイロットの問題でございますが、これは死亡した場合に、一般公務員と同じように国家公務員災害補償法によって死亡の際の賜金が出ます。その際に、ジェットパイロットの場合あるいは一般パイロットの場合におきましては、平素におきまして俸給に對して、ジェットの場合は六五%、それからレシプロの場合におきましては五〇%の手当がついておる。そこで平均給与額そのものが一般公務員よりも六五%なり五〇%なり多くなっている。そこで死亡賜金あるいは死亡年金というものは一

般公務員よりそれだけのパーセンテージ多いということになりませう。

それから、もう一つは退職手当でございますが、退職手当は、勤務年数のいかんにかかわらず、無条件にいわゆる五条適用になって、一般公務員の退職手当の五割増しという計算で支給されております。

それから弔慰金。そのほか、この二つでは一般公務員に比べて必ずしも高くございませんので、特別弔慰金というものを支給しております。そのときの状況に依りまして、最低百二十万から最高二百二十五万までをその人の死亡時における状況を判断して支給しておるといふことになっております。

○受田委員 いまの結果の数字をちょっと私にあらわしていただき。もう次の御質問の方が待っているの論議はしません、いまの数字を。同時に私は、それを合計してもたいした金額になっていないと思っております。遺族が、おとうさんや御主人がなくなったあとを守るにしましては、死を覚悟して公務に従事した人だけに、私は金額の点について、階級の低い者は非常に低いと思っております。高い者と低い者の差がある。人命は同じなんだから、階級は低くてもその人命に対する金額というものは別に要すると思っております。そういうものが、いまあなたの御説明を聞いても、私は非常にまだもの足らぬ感じがしておるわけでありまして、これをひとつ、あとから時間的にとくと数字をお示し願って伺うことにいたします。

質問終わり。

○伊能委員長代理 上原康助君。

○上原委員 私は、限られた時間でございまして、せっかく防衛庁長官並びに防衛施設庁長官がおいででございますので、基地問題等、沖繩の基地の問題、さらに毒ガスの問題についてお尋ねをしたいと思っております。

まず最初に、昨年来当委員会でもいろいろ議論がされておりますが、在日米軍基地の縮小、あるいは撤退計画というものが報道されて、政府の御

答弁の中では、まだ流動的だということではつきりした御見解は出ていないわけですが、この在日米軍基地の縮小ないしは撤退の問題と沖繩の米軍基地との関係、その面についてどういふ関係があるのか、またそういう面、防衛庁長官として米側なり米政府との話し合いが持たれているのかどうか、そういう面についてお尋ねをしたいと思っております。

○中曾根國務大臣 米軍基地の整理統合の問題は、目下専門家の間でいろいろ話が進行中でありまして、まだ非常に流動的な要素があつて、ここで御報告申し上げるまでに熟しておりません。だから内容について述べることは差し控えたいと思っております。しかし可能性を考えてみますと、本土におけるそういう整理統合は若干沖繩についても影響を及ぼしてくるのではないかと想像しております。

○上原委員 若干沖繩にも関係をするという推測ができるという御答弁ですが、懸念されることは、新聞報道によりますと、横田基地のファントム戦闘部隊あるいは偵察機というものを沖繩の嘉手納空軍基地に移送する、おそらくそういう計画で現在進められていると思っております。本土の基地が縮小、撤退をされるそのインパクトというものが沖繩の軍事基地の強化につながっていくという逆な現象も出はせぬのか、そういうことも予想されます。このことが事実なのかどうか、また米軍の撤退計画なり今後の軍事作戦行動の変更というものが、沖繩の米軍基地を含めた形でなされていくのかどうか、いま一度その面についての御見解を賜りたいと思っております。

○中曾根國務大臣 先ほど申し上げましたように、話の内容はまだ流動的でありまして、発表するまでに熟していないのはまことに残念に思います。沖繩の基地の変改の点につきましては、いまのところ私らまだ情報を受け取っておりません。

〔伊能委員長代理退席、委員長着席〕

○上原委員 軍事基地の問題ということで非常に



ても御理解を賜りたいと思ひます。

それと、自衛隊の配備にあつては、米軍使用の基地を共同使用するおつもりなのか。あるいは一部では、いま北部に桃原飛行場というのがあるが、そこはほとんど使用されておられませんでしたが、現在すでに米軍の手で地ならしなり、飛行場が新たに作られております。そこには自衛隊を配備するという情報もありますが、そういう計画が着々と進んでいっているのではないかと、むしろそういうことに県民は新たな疑惑を持ち、本土政府に対する不信の種ともなっておりますが、そこいらはどうですか。

○中曾根國務大臣 米軍が建設中とかといわれる飛行場とやらに自衛隊が進出することはございません。そういう計画は目下のところありません。自衛隊が将来お世話になる場合には、できるだけ米軍とは離れた独立した形で置きたい。それからいままでの既設の施設を利用する、そういう考えに立ててやりたい。一部の飛行場はしばらく米軍と共用するという形になるかもしれませんが、できるだけ米軍とは離れて自衛隊独自で機能できるようにしたい、そういうように思っております。

○上原委員 いま重要な点ですが、独立した施設あるいは使用権という立場で自衛隊を配備するということになりまして、現在でももう基地の中に沖繩があるといわれている現状で、さらに新たな自衛隊が使用する施設なり土地の使用というものになりますと、ますます困難ということになります、そこいらは共同使用ということが前提じゃないのですか。

○中曾根國務大臣 共同使用になるところもありませんし、自衛隊だけで使用するというところもあると思ひます。

○上原委員 この件については、またいづれさらに現地の事情ともあわせて意見なり質問をいたしたいと思ひます。

次に、施政権返還に伴う沖繩の基地労働者の雇用員の取り扱いの件でございますが、先ほど長

官の御答弁の中にも、本土政府の姿勢というものはうかがえるわけですが、いわゆる間接雇用の問題がこれまでもいろいろと議論をされて、また、政府としてもできるだけ早急に七二年の施政権返還以前にも間接雇用にするのだということのを再三聞かされてまいりました。しかし、残念ながら、総理府総務長官あるいは外務大臣の御答弁を聞いても、七二年以前は無理だというような態度に変わってきております。おそらく間接雇用に移行する場合には防衛施設庁の管轄になると思ひますが、具体的にこの問題について、事務的な問題でもいし、あるいは沖繩の軍雇用員の実態掌握ということでもどういうような作業が進められているのか、まずその点をお伺いをいたしたいと思ひます。

○島田(豊)政府委員 沖繩復帰後の米軍雇用者の雇用形態につきましては、当然本土と同様に地位協定下の間接雇用形態に改めるといふ基本的立場から、復帰準備の一環といたしまして、現在日米間で内々の話し合いを行なつておるといふ段階でございます。

沖繩におきます雇用の実態につきましては、去る六月、雇用制度あるいは雇用の実態等につきまして一応調査団を派遣いたしました。概略の状況につきましてはわかつたわけでございますけれども、さらに細部につきましては、これからも必要に応じて調査員を出しまして、その実態について十分検討してまいりたいといふふうに考えておるわけでございます。

本土と同様な扱いという形になりますので、その辺に格差がないような形でこの問題を十分に扱っていきたいといふふうに考えておるわけでございます。今後鋭意そのために努力をいたしたいといふふうに考えております。

○上原委員 どの省のお答えを聞いても、鋭意努力をなさるといふことはたいへんけっこうなことなんです、その努力というのがちょっとも実らないところ、われわれのあせりがあるし、また不安があるわけなんです。

そうしますと、現在のところ、米軍側と間接雇用に移行するという事務的な、あるいは基本的な問題についての作業というものはほとんど進んでいないわけですか。

○島田(豊)政府委員 米軍のほうにもいろいろな要望がございますので、そういう要望を中心として、いま極力その解決に当たるべく折衝いたしておるといふのが現在の段階でございます。ただそういう基本的な問題につきましては結論に達しておらないというのが実情でございます。今後そういう点につきましても、できるだけ協議を進めましてこの問題の解決に当たりたいといふふうに考えております。

○上原委員 それでは中曾根長官にお伺いいたしますが、去る八月でしたか七月ごろでしたか、防衛施設庁の出先機関なりあるいは復帰に備えての出先機関というものを、七二年の復帰以前にでも沖繩に設置をするということが報道されたことがあります。軍雇用員の間接雇用への移行準備なりあるいはその他基地と関係する諸問題を取り扱う機関ということだと思ひますが、その機関を沖繩に設置する、所管は防衛庁になるのかあるいは総理府になるのか、さらにその出先機関なりそういった機構で働く職員というものは本土政府のほうから全員派遣をするのか、現地で現に、たとえば基地労働者の人事を取り扱っている、あるいは会計を取り扱っている、そういう職員を優先的に採用なさる御計画なのか、機構の面と人事の問題についてお聞かせを願ひたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 沖繩における基地問題は、本土における全基地並びに全雇用者に匹敵するくらい膨大なかつ重大なものであります。したがって防衛庁としましては、もし復帰が行なわれた際には、それくらい大きな、重大な仕事があるわけでありまして、地位協定を実施する上につき、強力な出先機関をつくらなければならない、そういう考えに立ちまして、出先機関を強力につくるべく、いまほかの各省とも調整している最中でございます。まだ調整は終

了しておりません。

○上原委員 時間がありませんので、職員の問題はどうですか。

○中曾根國務大臣 職員もできるだけ現地の方々にお世話になつたらいい、そういうふうに思つております。

○上原委員 次に、先ほど防衛施設庁長官のほうからも御説明がございましたが、復帰までの沖繩の基地労働者の処遇については、少なくとも本土並みの線というものでやっていくという政府の姿勢であると理解してよろしいですか。たとえば特別給付の問題なり、あるいはいま改正されようとしておる離職者等臨時措置法の問題等を含めて、本土並みの線っていくというのが政府の姿勢であるといふふうに承つてよろしいですか。

○島田(豊)政府委員 返還時におきまして解雇者が出るという事態に對しましては、これは沖繩・北方対策庁と密接に連絡をとつて、それに対する万全の対策を講じたいといふふうに考えておるわけでございます。また復帰後に解雇されるというような事態が起こりますれば、これは本土の場合と全く同様に、現在離職者対策を講じておるところでございますけれども、それと同様の対策を講ずべく万全を期したい、こういうふうに考えておるわけでございますが、復帰前の段階につきましては、これは私どもの問題というよりも、むしろ沖繩・北方対策庁の所管の事項かといふふうに考えておるわけでありまして、そのほうとも密接な連絡をとつてまいりたいといふふうに考えております。

○上原委員 ぜひそのようにしていただきたいと思ひます。

時間が来たようですので、最後にあと一点だけ、たいへんすみませんが時間をかしていただきたいと思ひます。

毒ガス撤去の問題についてでございます。できるだけこまかくやりたかつたわけですが、結論だけ申し上げます。中曾根長官が去る九月に訪米なさつた際に、今年十二月からおそくとも来春まで

には、沖繩に貯蔵されている毒ガスの大部分を撤去するということをレアド長官は約束したというところが報道されました。また現に長官も、なぜそれが変更になったかをアメリカ大使館を通して聞いて合わしているというような報道もなされております。長官とレアド国防長官の話合いがどういう内容であったのか、ほんとうに大部分が来春までに撤去されるという約束をしたのか、約束をしておいてやらぬというところであれば、大きな不履行であるし、日本政府としても、もっと果民のいまの不安なり現地の事情というものを御理解の上で、強力な対米折衝をやるべきだと思っております。これだけ大きな社会問題になっておることに対して、去る五日に発表されて以来、まだ具体的に本土政府の行動というものが起きていない。そのことに非常に不満を持ちますし、そこいらをぜひ聞かしていただいて、この危険な毒ガスというものは、七二年まで待つわけにいきません。早急に日本政府として、完全かつすみやかに撤去できるような方策を講じていただくこともあわせて要望申し上げて、その面に対する長官の御見解を賜わりたいと思います。

○中曾根國務大臣 去る九月私がレアド国防長官と会いまして、沖繩のガス撤去を要望しました。実際の話は、あのガスの撤去の問題については、アメリカの議会関係、国内関係で非常にむずかしい問題が起きて苦勞しておる。この苦勞はまだ続くだろう。そしてあれをできるだけ早く撤去したいと思つて何回か努力をしてきた。そしてジョンストン島に最近移すようにきめておられるけれども、一つの問題は、あすこに航空権を持つておるエア・ミクロナシアとの補償問題がまず出てくる。それから除毒施設並びに格納施設を建設しなければならぬ。しかし日本国民の要望にこたえて、ことしの末から来年の春にかけて相当部分を撤去したい、努力する、そういうような意味であった。「相当部分」ということは、英語でいうと、サブスタンシャル・ポーションということばを使つておりまして、そのことは私は帰つてきて言明し

たわけです。最近、それが時間がかかるという情報が入りましたから、アメリカ大使館にいろいろ聞いて合わせて、向こうの意向も聞いてもらつておむすかしくて、いろいろな措置がおくれている。これはハワイの方面の国会議員の意見であるとか、あるいはアメリカ議会の模様とか、何とか決案というようなものが議会のあつたり、そういうような問題と同時に、格納施設がおくれています。こういうことになっておる模様であります。しかし、できるだけ早目に完全撤去をやること、最も望ましいことであり、われわれも同感でありますので、今後とも促進したいと考えております。

○上原委員 時間がありませんので、多くを申し上げられませんが、アメリカの国内事情によつて、アメリカのみならずつった殺人兵器の毒ガスというものを他国に置くということは、これは許せないと思つておる。そういう意味でも、政府として早急に安全に撤去する方途ということ、一万三千トンと言われておりますが、ある面では三万トンもあるという情報もあつておる。こころを早急に撤去する、させるという前提で、積極的な対米折衝を大臣としてもやっていたらいいと思つておる。ありがとうございました。

○東中委員 三島事件について、長官にお伺いしたいと思つておる。橋の会の体験入隊が非常に異例であつたというふうに昨日来の答弁でも出てきておるわけですが、三島が「橋の會のこと」という文書の中でこういうことを書いておる。「一九六七年春、四十二歳の私は、特に私のために二月の自衛隊体験入隊を許してもらつて、士官候補生として陸上自衛隊に入隊した。」。こう書いてあるわけですが、三島が二カ月間入隊したというの、いつからいつまで体験入隊したのか、その期間は二カ月かどうか、その駐とん地名を明らかにしていただきたいと思つておる。

○空戸政府委員 三島の体験入隊の実績でございますが、四回に分かれて体験入隊をしておりまして。第一回目が四十二年の四月十二日から十九日にかけて、これは八日間になります。前川原駐とん地の幹部候補生学校でございます。それから第二回目は、その年の四月二十四日から二十九日にかけて六日間あります。富士駐とん地の富士教導団で実施いたしております。それから三回目、同年の五月二日から五月十九日にかけて、十八日間になります。やはり富士駐とん地ですが、これは富士学校においてです。それから四回目が五月二十三日から二十七日の五日間になります。習志野駐とん地第一空挺団というふうな、四回に分けて数日ないし十数日というふうなことで、これを全部合計しますと三十七日になります。合計して二カ月というわけではございません。合計して一カ月ちょっとというふうなことになります。

○東中委員 三島は二カ月と言つておるのですが、非常にオーバに言つておることになると思つておる。とにかく三十七日間連続してといひますが、ほとんど連続して、こういう長期入隊をするという例はほかにあるのかどうか、その点をまづ聞きたいのです。

○空戸政府委員 一般の体験入隊は、たいてい三日ないし四日程度、しかし希望によりまして、連続して二週間ないし三週間程度のものは、大学のいろいろなスポーツの関係の人とか消防の人というふうなことで、毎年ちよくちよくはございませう。しかし、それでも大体三週間程度でございませう。そういう例はございませう。

○東中委員 スポーツ関係以外は、そういうふうなものはないというふうに聞いていいかどうかということ、それから橋の會が四週間にわたつて集団で体験入隊している。それも四週間ということですが、ほかに例があるのかどうか。あつたら、どういふところか、これを明らかにしていただきたい。

○空戸政府委員 いわゆる橋の會のことは、きのうも申し上げましたが、四週間の場合——七日程度とそれから三日程度の場合とありますが、四週間という長いのは、ほかにほとんど例はございませぬ。先ほど申し上げましたように、大体、長くても三週間程度でございませぬ。大学のスポーツ関係の人も多いわけですが、別にスポーツ関係に限らなせぬ。たとえば、ちよつと例をあげますと、北海道の警察の人、それから前田建設——これは普通の企業の方、それから消防署の人、それからパラシューター連盟といひますか、そういうのもあります。それから教職員の方もあります。グライダー関係の人もあります。いろいろな種類の方がおられますが、概していへば、学生の広い意味のスポーツ関係の人はわりあい長く入つておる例が多いわけでありませう。

○東中委員 主として学生のスポーツ関係というのは、一種の合宿みたいなもので、たとえば銃剣術とかグライダーとかいふふうな思ふので、そういう場合があるかどうか。もう一つあわせて一回だけ入隊をやつて、続いてまた同じ人がやつてくるというふうなこともあるのかどうか、その点はどうでしょうか。



したが、そういう兵器を使つての、使うこと自体の体験も、これも周知宣伝、防衛庁としてはそういう方針でこの周知宣伝、広報活動というものをやつてこられたのか、そしてこれかともやるのか、その点を明らかにしていただきたい。

○東中委員 体験入隊については、隊内生活を体験するといふふうには防衛庁自身はきめていないので、隊内生活といふのは、いわゆる訓練内容まで入るといふことになれば、これは無限に広がっていく。昔の軍事教練という話がきのう長官の口から出ました。射撃訓練は、国民全体がそれくらいの体験、技術なり武器使用といふか、そういうことは知つておつてもいいから、そういうものを許した。別にかまわない、こういうように言われたけれども、それは隊内生活の体験というのではなくて、軍事教練という事柄は武器使用についての訓練ですね。こういうものも三島の場合には許している。それは広報活動あるいは周

知宣伝活動といふワケを明らかに越えていて思ふのです。これは長官にお聞きしておきたいのですが、軍事教練といふことだったら、誤解を生むようなら取り消してもいいというおことばではないか、武器使用訓練に協力するという形で体験入隊といふのを、長官はそれでいい、今後もそういうことをやつて、こういうお考えなのかどうか、その点を明らかにしていただきたい。

○中會根國務大臣 私が申し上げたかたのは、重裝備をもつて耐久のトレーニングを、自衛隊はレインジャーでもやつておられますし、レインジャーに至らない程度の者もいろいろやつておられます。それを体験して、そして自衛隊がどう苦勞をしているか、あるいはどの程度心身にこたえてくるのか、そういう体験を自分で経験してもらつて。またそういうことが一面においては心身の訓練にもなるわけですね。精神力を鍛えていくという、そういう意味の体験入隊を言ったのであつて、射撃訓練とか鉄砲いじくるといふことを言ったのではないのです。しかし、私も昔中学校のころ教練の時間に鉄砲がついで、ずいぶんかけ足なんかやらされて、はあはあ言つた経験がありますが、いまの自衛隊もやはりそういうことをやつておる。それと同じような訓練をして、そして自衛隊の体験をする、そういう意味で私は言ったのであります。

○東中委員 いま長官の御答弁だと、自衛隊のやつておることを体験する機会を与えて、自衛隊を周知宣伝するといふこと、そういう面ともう一つの面では、今度は鍛練するといふことを言われたわけですね。国民を鍛練する、訓練する、これは軍事訓練——射撃といふことになれば明らかに軍事訓練ですが、それも含めてそういう鍛練、訓練、軍事訓練といふものも広報活動として今後もやつていく。自衛隊の内容を知らせるといふのではなくして、自衛隊に来て一般国民が訓練をする、それも認めていく、この二つを言われているように思ふのです。

○中會根國務大臣 自衛隊は体験してもらつてい

うだけです。それが結果的に本人の鍛練になる。だから入る人が体験しながら鍛練をする、これは入る側がそういう意識でやつておる人もおると思ふのです。

○東中委員 そうすると、鍛練をする、軍人精神を涵養していく、そして軍事技術を練磨する、こういう目的で入つてくる、反復して継続して入つてくるといふことであつても、それは自衛隊側から見れば、見てもらうということだけなんだ、あるいは体験してもらつただけなんだ。相手方がそういう目的で継続して何回もくるといふことであつても、それはそのままやつていくということになるわけですか。

○中會根國務大臣 今度の経験にかんがみまして、それを志願してくる人たちについてはよく検討する必要があると思つていますが、自衛隊の側としては広報活動でありまして、体験してもらつて、そして自衛隊を知ってもらつて、そういうことであつて、それが主観的に本人のほうに結果的に鍛練になるといふこともあり得ると思ふのです。われわれのほうとしてはそういうふうに自衛隊といふものをよく知ってもらい、経験してもらつていふような目的でやつておるわけでありまして、

○東中委員 三島の「盾の會」のこと」といふ例の文書の中でこういうことを書いています。彼ら——というのは盾の會の會員はといふことですね。「四十五キロの行軍のあげく、二キロ駆けつけ、陣地攻撃を展開する戦闘訓練に、なかなか立派な小隊長ぶりを見せた。」といふて、こういう訓練をいままでやられて、こういう形で、盾の會の、いわば彼自身が言つておるような私兵ですね、その訓練の場、それを自衛隊は広報活動として提供してきたという事実があるわけですね。そういう中で小銃訓練といふものも出てきた。そういうものはいま検討しているとおつたのですか、そういうものをまた続けていくか続けていかないか、まだ結論を出していないのですか。そういうことはやめるということなのか、その点はどうなんでしょう。

○中會根國務大臣 こちらとしては、自衛隊がやつておることを体験してもらつて、自衛隊をよく認識してもらつていくことですから、自衛隊がやつておることはいろいろ千差万別がありますが、しかし常識的に見てこの程度のものならばいいという限度はだんだんはつきり出てくるだらうと思つています。たとえば大砲の操作とか飛行機の操作などということはできません。大体常識的にこの程度の体験といふことでおさまる、そういう線を考へて、必要な改革を加えていきたい、このように思つています。

○東中委員 小銃訓練をやつたといふのは、三島のほかにもあるのですか。あつたら、どういふ人についてごろやつたか、明らかにしていただきたい。

○東中委員 いまの三島に頼まれたグループのほかに、地方公共団体の職員の人たちとか、あるいは報道関係者であるとか、社会的に信用のある人たちが頼まれた場合に実施をいたしてあります。

○東中委員 そうすると楯の會は、社会的に信用できるというグループとして、射撃訓練をその一環としてやつたわけですが、楯の會の目的、あの制服、行動、こういうものは当然知つておられて、やつておるのだらう、何を根拠に社会的に信頼できるということになるのか明らかにしてもらひます。

○東中委員 事件前の三島氏は、國際的にも国内的にも信用ある方だと思つています。

○東中委員 あの軍人精神の涵養、軍事技術の練磨、あるいはいろいろな目標を掲げて反共憲法への改定、暴力是認、こういう方向を持つておる、そういう団体だといふことは防衛庁としては知つておつたのですか知らなかったのですか。そういう目標を持つておる三島個人ではなしに、楯の會といふそのグループを社会的に信用できるということをやつたのでしょうか。

○東中委員 楯の會の規約は知つておられます



けれども、楯の会自身から申請があったわけじゃありませんで、もっぱら三島氏を通じて依頼がございました。その三島氏は信用に値する人であつた、こういうことでございます。

○東中委員 三島は楯の会の会長であつた、といふことは当然知っておると思いますが、その会はどういう目的、行動をおこなつたかということも当然知つてなければおかしなわけですね。そして三島個人ではなくて、その楯の会の会員が三島を通じて、要するに会長を通じて申し入れてきていて、こういう事実も当然知つておられるわけですね。社会的に信頼できるということをやつた、こういうふう聞いていいですか。

○中央委員 要するに、事件前の三島氏は自衛隊にも親近感を持つておられたと思ひますし、自衛隊のほうからいゆる親近感を持つておつた、国際的、社会的に非常に信用の高い方であつたと思ひます。そういうことから、三島氏が紹介される学生グループに体験入隊、体験射撃の便宜を供与したということでございます。

○東中委員 そうすると、三島氏も楯の会を含めて自衛隊に信頼感と緊密感を持つた、自衛隊も同じように持つた、こういう関係にあつたからということをおっしゃるわけですが、広報五カ年計画というのを三十八年から実施するということが、防衛庁は文書を出しておられますが、その中に、広報対象として、特にオビニオンリーダーというのに対して、「防衛問題に対する理解を深めて、協力を得るとともに、これらを通じて国民全般への浸透と世論への反映を図る」、こういう人々には重点を置いて広報を実施する、こうなつてい

るのですが、いま言われたのは、こういう防衛庁の五カ年計画の方針に乗つて、三島及び楯の会をここでいうオビニオンリーダーという形で重点的にやられた、こう解せざるを得ないわけですが、そういうものとして防衛庁として出されておつたのかどうか、どうでしょう。

○中央委員 お持ちだと思ひますが、広報関係

の資料の中に広報五カ年計画の概要というのをプリントしてございます。これは防衛庁全体で正式にきめたという程度のものでございませぬが、広報課の指針として三十七年にきめたものでございます。その中に広報内容をどういうふうにするのだ、手段はこういふふうにするのだといふことを書いておりました、その中に御指摘のオビニオンリーダーという項目がございまして、防衛問題に対する理解を深めて協力を得る、それからそれを通じて国民全体への浸透と世論への反映をはかるというのが確かに書いてございます。いろいろな識者がたくさんおられますから、そういう方々を通じて自衛隊への理解を深めるといふことを広報の有力なる手段として考えたものと思ひます。三島氏は、事件前の三島氏を考へてみますと、この項目に当てはまるというふうな広報担当者考へておつたと思ひます。

○東中委員 広報担当者といふことは結局防衛庁ということですが、防衛庁の機関が三島をオビニオンリーダーとして、しかも楯の会の会長としての三島をオビニオンリーダーとしてとらえて、重点的広報だから、先ほど言つたような反復あるいは長期間、あるいは小銃射撃あるいは定期的な施設利用、こういうこともやるようになってい

たと言わざるを得ぬわけですね。警察庁にお聞きしたいのですが、きのうの御答弁の中で、楯の会については右翼的な民族主義集団といふか、要するにマークしておつたということをおっしゃるわけですが、これはやはり危険性があるといふことでマークしておられたということになると思ひますが、楯の会結成のときから三島を呼び出して聞き、視察をずっと続けておつた。本年の十一月二十五日のあの事件のときもちゃんと私服はついておつたということですが、これはやはり危険だといふことでマークしておつたといふふうな考へるのですが、その点はどうでしょう。

○山口(廣)政府委員 楯の会につきましても、別段その性格を明らかにするような綱領はござい

せんで、三島が平素口にいたしておりましたことから判断しなければならぬわけでございますが、それにつきましても昨日も申し上げましたようなことございまして、別に、きょうあつたいへん危険なことをするといふような団体として私どもは全然考へておりませんでした。ただ警察や自衛隊の手に負えなくなつたときに立ち上がるのだといふような趣旨から申しまして、危険性といふことをそこからはあまりはつきりと読み取れないわけでありまして、あえて申しますれば、蓋然的な危険性があるかもしれないといふことで、その程度の関心を持ち視察をしておつた、こういうことでございます。

○東中委員 警察としては「楯の会」のことといふこの文書は、これが出て、時期は正確でないけれども、間もなしに入手して検討した、こう言われておるわけですが、これによると、スタンバイだけじゃない、レッズゴーは、いまやらな

いかもしれないし、あすやるかもしれない、いつやるやらわからぬ、こういうことをいつておるわけですね。と同時に、この楯の会の行動といふものは、自衛隊から育てられている、こういう自衛隊と緊密な連絡をとつてやっていると、ここがここに書かれておられます。そういう状態で視察を続けておつて、そういう直接な危険性がないといふふうな考へられたその判断自体に非常な問題がある。あす立つかもしれない、こう言つてい

しかしそれにもかかわらず、視察をしなければいけないような団体が自衛隊と緊密に結びついていることについて、自衛隊なり防衛庁なりに連絡をされているのかされてい

ないのか、その点はどうか。

○山口(廣)政府委員 なるほどおっしゃるやうに、「楯の会」のこと」といふ文書の中には、いま「Stand byの軍隊である。い(Lets go)になるかわからない。それはあすになるかもしれない」と書いてありますけれども、私どもはその文言を検討いたしましたして、三島は昨年の秋、一〇・二一

おりましたけれども、その後一応治安状態は平靜に復してありますので、私どももいたしましては、あの十一月二十五日の時点においては、あのようなことをやるということも全然考へていなかったわけございまして、したがつて、そういう蓋然な危険性があるという程度では、特別に防衛庁に対してそういう危険な団体であるといふようなことをお話をし連絡したことはございませぬ。

○東中委員 具体的行動があらかじめわかるということになれば、それはもう犯罪の準備行為になるわけですから、捜査の段階になるのはあたりまえなんです、むしろ警備の問題ではないでしょう。警備活動として間違つておつたといふこと、十一月二十五日にあつた行動を起こすことが予想される、特定の具体的なときに具体的な行動が行なわれるということが予想されるならば、それはまさに殺人の予備あるいは陰謀団体で、これは捜査になるわけ、警備の対象として警備実施をやつ

ている。そういう団体だといふことについて連絡もしてなかつた。そして、防衛庁はそういう警察が視察をしなければいけないような団体だといふふうにはつかんでいなかったのかどうか。情報があるうがなからうが、防衛庁自身としては特別な接触をしてい

ては相手方がどういふものかといふことを当然調べてなければいけませんから、その調べた結果は、警察が危険な団体としての視察をするといふふうな団体であるといふ認識を持つていたのかい

なかつたのか、その点はどうか。

○山口(廣)政府委員 警察庁としましては、警察の警備情報活動といふのは非常に幅広く行なわれるわけございまして、別にきょう、あす、あるいは近い将来問題があるといふだけなくして、遠い将来をおも

か。知っていたのですか、知っていませんでした。

○東中委員 反共主義、天皇制支持、暴力是認は楯の会の主義の三本柱といわれている。楯の会は軍人精神の涵養、軍事技術の練磨、軍事知識の体験、こういうのが三原則といわれている。こういうものを掲げているんだということを知っておったのですか、知っていませんでした。

○東中委員 楯の会の規約というところで教カ条の目的と手続が書いてございます。それは知っておりました。

○東中委員 いま私の言っていることはどうですか、知っていたのですか、知っていませんでした。

○東中委員 知っておいて、それで緊密な連絡を、親密感を感じておいた、こういうふうにお聞きするわけですが、結局自衛隊が今度の場合、楯の会に一種のクーデターの手段といえますか、あるいは訓練といえますか、それを利用されたという事ですが、このときが初めてではないわけですね。昭和三十六年の九月十九日ごろ、三無事件というのですが、三無塾塾生らが陸上自衛隊射撃訓練場を狭弾使用による射撃訓練をやったという事実があると思うのですが、それは防衛庁知っておられますか。

○東中委員 知っておいて、それで緊密な連絡を、親密感を感じておいた、こういうふうにお聞きするわけですが、結局自衛隊が今度の場合、楯の会に一種のクーデターの手段といえますか、あるいは訓練といえますか、それを利用されたという事ですが、このときが初めてではないわけですね。昭和三十六年の九月十九日ごろ、三無事件というのですが、三無塾塾生らが陸上自衛隊射撃訓練場を狭弾使用による射撃訓練をやったという事実があると思うのですが、それは防衛庁知っておられますか。

○東中委員 知っておいて、それで緊密な連絡を、親密感を感じておいた、こういうふうにお聞きするわけですが、結局自衛隊が今度の場合、楯の会に一種のクーデターの手段といえますか、あるいは訓練といえますか、それを利用されたという事ですが、このときが初めてではないわけですね。昭和三十六年の九月十九日ごろ、三無事件というのですが、三無塾塾生らが陸上自衛隊射撃訓練場を狭弾使用による射撃訓練をやったという事実があると思うのですが、それは防衛庁知っておられますか。

○東中委員 知っておいて、それで緊密な連絡を、親密感を感じておいた、こういうふうにお聞きするわけですが、結局自衛隊が今度の場合、楯の会に一種のクーデターの手段といえますか、あるいは訓練といえますか、それを利用されたという事ですが、このときが初めてではないわけですね。昭和三十六年の九月十九日ごろ、三無事件というのですが、三無塾塾生らが陸上自衛隊射撃訓練場を狭弾使用による射撃訓練をやったという事実があると思うのですが、それは防衛庁知っておられますか。

○東中委員 知っておいて、それで緊密な連絡を、親密感を感じておいた、こういうふうにお聞きするわけですが、結局自衛隊が今度の場合、楯の会に一種のクーデターの手段といえますか、あるいは訓練といえますか、それを利用されたという事ですが、このときが初めてではないわけですね。昭和三十六年の九月十九日ごろ、三無事件というのですが、三無塾塾生らが陸上自衛隊射撃訓練場を狭弾使用による射撃訓練をやったという事実があると思うのですが、それは防衛庁知っておられますか。

○東中委員 知っておいて、それで緊密な連絡を、親密感を感じておいた、こういうふうにお聞きするわけですが、結局自衛隊が今度の場合、楯の会に一種のクーデターの手段といえますか、あるいは訓練といえますか、それを利用されたという事ですが、このときが初めてではないわけですね。昭和三十六年の九月十九日ごろ、三無事件というのですが、三無塾塾生らが陸上自衛隊射撃訓練場を狭弾使用による射撃訓練をやったという事実があると思うのですが、それは防衛庁知っておられますか。

○東中委員 知っておいて、それで緊密な連絡を、親密感を感じておいた、こういうふうにお聞きするわけですが、結局自衛隊が今度の場合、楯の会に一種のクーデターの手段といえますか、あるいは訓練といえますか、それを利用されたという事ですが、このときが初めてではないわけですね。昭和三十六年の九月十九日ごろ、三無事件というのですが、三無塾塾生らが陸上自衛隊射撃訓練場を狭弾使用による射撃訓練をやったという事実があると思うのですが、それは防衛庁知っておられますか。

それから三十六年の——正確にお尋ねが受け取れなかったのですが、三十六年でございませぬ。

○東中委員 もう一回言います、時間がありませんので。

た、楯の会のこういう事件が起こった、これも自衛隊で射撃訓練をやった、そういう緊密な関係の中で、自衛隊で射撃訓練をやる、そういうふうな状態の中で、そういう結びつきの上でこの事件が起こった。三無事件の場合も、あの破防法で起訴された三無塾の塾生が三十六年の九月十九日ごろ自衛隊射撃訓練場、狭弾の射撃訓練をやった、それが裁判でも問題になり、事実認定がされているわけですが、そういう事実があったのを知っておるかということをお聞きさせていただきます。

○東中委員 昭和三十六年九月射撃訓練をやっておりますが、これはオリンピックを控えておりました、東洋大学に射撃部をつくる計画があるので、体験射撃をしたという申し込みがありまして、その実施を許しております。こういう事実がございませぬ。

○東中委員 いま東洋大学と言われましたけれども、この三無事件の破防法の裁判の中で、控訴審の判決でもはっきりと証拠関係から見れば自衛隊を使って射撃訓練をやる、それが破防法適用の破壊行動をやるという、そこに結びついていく一環の事実なんだ、自衛隊は三十六年の段階でそういうふうな右翼のクーデターに利用されておりました、そしていままた射撃訓練をやらして、三島の今度のことを起こしておる、そういうふうなずつとクーデターに結びついてきています。それを緊密な関係という形で防衛庁がその相手方をとらえておるといふところに非常に問題がある。これはクーデターに利用されている、現に三十六年

○東中委員 いま東洋大学と言われましたけれども、この三無事件の破防法の裁判の中で、控訴審の判決でもはっきりと証拠関係から見れば自衛隊を使って射撃訓練をやる、それが破防法適用の破壊行動をやるという、そこに結びついていく一環の事実なんだ、自衛隊は三十六年の段階でそういうふうな右翼のクーデターに利用されておりました、そしていままた射撃訓練をやらして、三島の今度のことを起こしておる、そういうふうなずつとクーデターに結びついてきています。それを緊密な関係という形で防衛庁がその相手方をとらえておるといふところに非常に問題がある。これはクーデターに利用されている、現に三十六年

○東中委員 いま東洋大学と言われましたけれども、この三無事件の破防法の裁判の中で、控訴審の判決でもはっきりと証拠関係から見れば自衛隊を使って射撃訓練をやる、それが破防法適用の破壊行動をやるという、そこに結びついていく一環の事実なんだ、自衛隊は三十六年の段階でそういうふうな右翼のクーデターに利用されておりました、そしていままた射撃訓練をやらして、三島の今度のことを起こしておる、そういうふうなずつとクーデターに結びついてきています。それを緊密な関係という形で防衛庁がその相手方をとらえておるといふところに非常に問題がある。これはクーデターに利用されている、現に三十六年

○東中委員 いま東洋大学と言われましたけれども、この三無事件の破防法の裁判の中で、控訴審の判決でもはっきりと証拠関係から見れば自衛隊を使って射撃訓練をやる、それが破防法適用の破壊行動をやるという、そこに結びついていく一環の事実なんだ、自衛隊は三十六年の段階でそういうふうな右翼のクーデターに利用されておりました、そしていままた射撃訓練をやらして、三島の今度のことを起こしておる、そういうふうなずつとクーデターに結びついてきています。それを緊密な関係という形で防衛庁がその相手方をとらえておるといふところに非常に問題がある。これはクーデターに利用されている、現に三十六年

○東中委員 いま東洋大学と言われましたけれども、この三無事件の破防法の裁判の中で、控訴審の判決でもはっきりと証拠関係から見れば自衛隊を使って射撃訓練をやる、それが破防法適用の破壊行動をやるという、そこに結びついていく一環の事実なんだ、自衛隊は三十六年の段階でそういうふうな右翼のクーデターに利用されておりました、そしていままた射撃訓練をやらして、三島の今度のことを起こしておる、そういうふうなずつとクーデターに結びついてきています。それを緊密な関係という形で防衛庁がその相手方をとらえておるといふところに非常に問題がある。これはクーデターに利用されている、現に三十六年

○東中委員 いま東洋大学と言われましたけれども、この三無事件の破防法の裁判の中で、控訴審の判決でもはっきりと証拠関係から見れば自衛隊を使って射撃訓練をやる、それが破防法適用の破壊行動をやるという、そこに結びついていく一環の事実なんだ、自衛隊は三十六年の段階でそういうふうな右翼のクーデターに利用されておりました、そしていままた射撃訓練をやらして、三島の今度のことを起こしておる、そういうふうなずつとクーデターに結びついてきています。それを緊密な関係という形で防衛庁がその相手方をとらえておるといふところに非常に問題がある。これはクーデターに利用されている、現に三十六年

か。○中曾根国務大臣 三島事件は、結果的に見ますと、非常に遺憾な事件で、当方としても諸般の点について戒心を要する面があるように思っています。反省を加えまして、将来戒めていきたいと思っております。

○東中委員 三無事件との関係で、右翼の暴力的な団体がクーデターに自衛隊を使おうとした、広報活動という形で体験入隊とか施設使用、そういうことをしてきておるということに対して、防衛庁としてはたまたま予想できない、突然として起こったことではない、三無事件のときだって、ああいうことをやると思っていたらと申しませぬ、事実そういうふうな陰謀団体といえますか、そういう団体でそういう行動に使われておった、そういう点についての深刻な反省といえますか、どうしても要るのではないかと。再び繰り返されていることですから、そういう点について、単に体験入隊のあり方というふうな問題でなくて、右翼暴力集団のクーデター計画の中で自衛隊はねらわれている、そういう点について防衛庁長官はどう考えていらっしゃるか。

○中曾根国務大臣 そういふ不逞な集団に利用されないように、今後ともよく注意したいと思っております。

○東中委員 十一月二十五日のあの行動そのものについては、昨日警察は六つの罪名をあげて捜査しているというところをおっしゃったのですが、三島が、あるいは三島を含めて五名が総監室に総監を人質にして、いわば強制的に隊員を集ませるようにならざる、そしてあの檄文をまき、演説をやった、この扇動行為ですね。この扇動行為自体を法的に見て許される行為だと思っておられるのか、それについて警察はどういう捜査をし、どういふ処置をしておられるか、まずそれを聞きたい。

○山口(廣)政府委員 昨日申し上げました六つの罪名のほか、実は破防法の関係も検討しなければならぬということ、私どもは破防法の三十八条、三十九条、四十条について検討いたしました。

て、いまおっしゃるような、そういう扇動的な行為があれに該当するかどうかという点で検討いたしましたけれども、どうもそれには該当しないという結論に達しておるわけでございます。

○東中委員 破防法ではなくて、自衛隊法百十九条の二項及び八号、この扇動行為ですね。そういう点では検討しているのかい。要するに、自衛隊員を、指揮を排除して、強制的に権限のない者が集めさせた、そういうおいて憲法を破壊するような行為、言論をやっているわけですね。というの、国軍をつくれというわけですね。憲法をつぶせというわけでしょう。治安出動をやって行くべきだ、そのために決起すべきだ、こういう行動を訴えているわけですね。だからクーデター計画はなかつたというふうにおっしゃったけれども、クーデターを起こせという扇動行為をやっているわけですか。あの内容自体について、自衛隊法百十九条の二項に該当するものかどうかという点をお聞きしたい。どうも自衛隊へ行つてああいふ宣伝ができる、クーデターに立ち上がるべきだという宣伝をやつてもよろしいという点になるという点、その点についての警察庁の考え方をひとつ聞きたい。

時間がありませぬからもう一つ防衛庁長官に。あの檄文の内容、三島が演説した内容それ自体について、それに対して自衛隊の中で若干の影響が出てきている。防衛大学でも卒業式に何か言わなければいけぬだろうというふうなことがいわれているわけですが、三島があのことをやった檄文に書いてあること及びあの演説の内容について、そういうことを自衛隊に訴えること——思想の自由の問題じゃないのです。表現を現にやっているわけですから、しかも暴力を伴う強制的な集合をやらせてやっているわけですから、その内容について防衛庁長官どう考えておられるか。この二点を警察と防衛庁お願いします。

○山口(廣)政府委員 私どもとしては、あの長い檄文と、それから短い彼のバルコニーでの演

時間がありませぬからもう一つ防衛庁長官に。あの檄文の内容、三島が演説した内容それ自体について、それに対して自衛隊の中で若干の影響が出てきている。防衛大学でも卒業式に何か言わなければいけぬだろうというふうなことがいわれているわけですが、三島があのことをやった檄文に書いてあること及びあの演説の内容について、そういうことを自衛隊に訴えること——思想の自由の問題じゃないのです。表現を現にやっているわけですから、しかも暴力を伴う強制的な集合をやらせてやっているわけですから、その内容について防衛庁長官どう考えておられるか。この二点を警察と防衛庁お願いします。

時間がありませぬからもう一つ防衛庁長官に。あの檄文の内容、三島が演説した内容それ自体について、それに対して自衛隊の中で若干の影響が出てきている。防衛大学でも卒業式に何か言わなければいけぬだろうというふうなことがいわれているわけですが、三島があのことをやった檄文に書いてあること及びあの演説の内容について、そういうことを自衛隊に訴えること——思想の自由の問題じゃないのです。表現を現にやっているわけですから、しかも暴力を伴う強制的な集合をやらせてやっているわけですから、その内容について防衛庁長官どう考えておられるか。この二点を警察と防衛庁お願いします。

時間がありませぬからもう一つ防衛庁長官に。あの檄文の内容、三島が演説した内容それ自体について、それに対して自衛隊の中で若干の影響が出てきている。防衛大学でも卒業式に何か言わなければいけぬだろうというふうなことがいわれているわけですが、三島があのことをやった檄文に書いてあること及びあの演説の内容について、そういうことを自衛隊に訴えること——思想の自由の問題じゃないのです。表現を現にやっているわけですから、しかも暴力を伴う強制的な集合をやらせてやっているわけですから、その内容について防衛庁長官どう考えておられるか。この二点を警察と防衛庁お願いします。

時間がありませぬからもう一つ防衛庁長官に。あの檄文の内容、三島が演説した内容それ自体について、それに対して自衛隊の中で若干の影響が出てきている。防衛大学でも卒業式に何か言わなければいけぬだろうというふうなことがいわれているわけですが、三島があのことをやった檄文に書いてあること及びあの演説の内容について、そういうことを自衛隊に訴えること——思想の自由の問題じゃないのです。表現を現にやっているわけですから、しかも暴力を伴う強制的な集合をやらせてやっているわけですから、その内容について防衛庁長官どう考えておられるか。この二点を警察と防衛庁お願いします。

時間がありませぬからもう一つ防衛庁長官に。あの檄文の内容、三島が演説した内容それ自体について、それに対して自衛隊の中で若干の影響が出てきている。防衛大学でも卒業式に何か言わなければいけぬだろうというふうなことがいわれているわけですが、三島があのことをやった檄文に書いてあること及びあの演説の内容について、そういうことを自衛隊に訴えること——思想の自由の問題じゃないのです。表現を現にやっているわけですから、しかも暴力を伴う強制的な集合をやらせてやっているわけですから、その内容について防衛庁長官どう考えておられるか。この二点を警察と防衛庁お願いします。

説を検討いたしましたして、自衛隊に別にクーデターのために立ち上がりというふうな扇動したというふうには解しておりません。

○中曾根国務大臣 あの檄文の影響はほとんどない。自衛官を各地で調べてみましたけれども、いずれもあの檄文に対しては、言うことは理解し得ても、行動は是認できない、そういうのがほとんど全部の意見でありまして、自衛隊は目下のところ健全であると思っております。

○東中委員 きのうも長官言われておりましたが、問題は具体的行動を起こしたかどうかということじゃないのです。思想的な問題が入っているのだから、だから長期にわたってだんだんにそういうもの影響が出てくるのだ、こういうふうにいわれておる。まさにそういう面を持っていると思う。しかし、あそこではともやろうじゃないかということも言っているわけですね。行動の扇動である。扇動されて動いた人がおったかおらぬかにかかわらず、勢いある刺激をすればこれは扇動であることはきまり切っているわけですから、そういう点で檄文の内容に共感を覚えている者がいるということは、あの行動はついでいけぬ、しかし檄文の内容については共感を持っている者が相当数いるということは、新聞報道でも出ているし、いえるのではないかと。その内容に対して防衛庁長官はどう考えているのかということも聞いておるわけですか。

○中曾根国務大臣 自衛隊においてはしゃばにおけるよりも共感を持っている人は多いとは、いまのところ思いません。それは意識調査をやった結果を見ますと、ほとんど一〇〇％に近い人間があれを否定しております。そういう意味で、むしろそういう教育訓練を受けていない一般のしゃばの青壮年や何かのほろがショックが多いのではないかと、そういうふうに私は思います。しかし今後とも、ああいう思想問題というものは時間を経て出てくるものですから、よほど注意していかなければならない、こう思います。

○東中委員 答えが一つないので、どうい

反応を与えたかということ、それから、ああいう訴えをやっているその内容自体について、長官はどう考えているのかということについてははっきりしていただきたい、こう言っているわけですか。

○中曾根国務大臣 内容についても賛成できません。○東中委員 中曾根長官はあれと同じ考えを持っていない、そういう意味で賛成できない。同時に自衛隊にああいうことを訴えても、それに対してこの内容についてのコメントはしないのですか。賛成できませんだけですか。

○中曾根国務大臣 ああいうことを自衛隊に訴えては困ります。○東中委員 困るけれども、そのままほうっておく。しかも緊密な協力関係にあった、オピニオンリーダーとして使っておったそういう相手が、そういうことを言ったことに対して、困ります、賛成できませんだけでは、それはあまりにも無責任ではないでしょうか。現にこういう世界じゅうに報道されているような事態が起こっているわけですから。

○中曾根国務大臣 前から言っておりますように、ああいうことを再び起こさないように戒めます、こう申し上げておるのであります。○東中委員 最後に、この問題についての責任は昨日来言われているわけですが、責任を感じられるということはないということになるのか。これは当然防衛庁長官としては重大な責任を感じておられるものだとだれだて思っているわけですか。この問題について責任をとる人はいない、こういうことですか。

○中曾根国務大臣 将来再びああいう不幸な事件を起こさないように、よく戒めていきたいと思っております。○東中委員 いや、責任ですよ。今後の対策ではなくて、責任の問題を聞いておるわけですか。

○天野委員長 東中光雄君、委員長長の許可を得て

発言してください。

○東中委員 時間がないものですから、責任問題を聞いておるわけですが。右翼が前にやった、今度は二度目だ。射撃訓練まで許しておった、そういう緊密な関係があつてこういう事件が起こった、卒然として起こったわけではないわけですか。不可抗力と言つても、不可抗力のところまで追い込んでいったそういう結びつきが問題なんだから、それについての責任は、防衛庁長官をはじめだれ一人として責任をとらうとはしないというふうには聞かざるを得ないのですが、その点だけ最後に聞いておきます。もう本会議ですから時間がありません。

○中曾根国務大臣 いままで申し上げましたように、非常に遺憾な事件でありまして、今後ああいうものを再び起こさないように深く戒心していきたいと思っております。○天野委員長 次回は、明十一日午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十九分散会



第一類第一号

内閣委員会議録第五号

昭和四十五年十二月十日

昭和四十六年一月五日印刷

昭和四十六年一月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D